



令和2年度

事業概要



沖縄県動物愛護管理センター

令和2年度 事業・行事

動物愛護の集い



動物慰霊祭



譲渡講習会・祝日譲渡会



犬・猫の譲渡



動物取扱業監視・指導



目次

I 概況

1	沿革	1
2	組織機構と分掌事務	3
3	施設・設備	4
4	管轄区域	7
5	年間実施事業	8

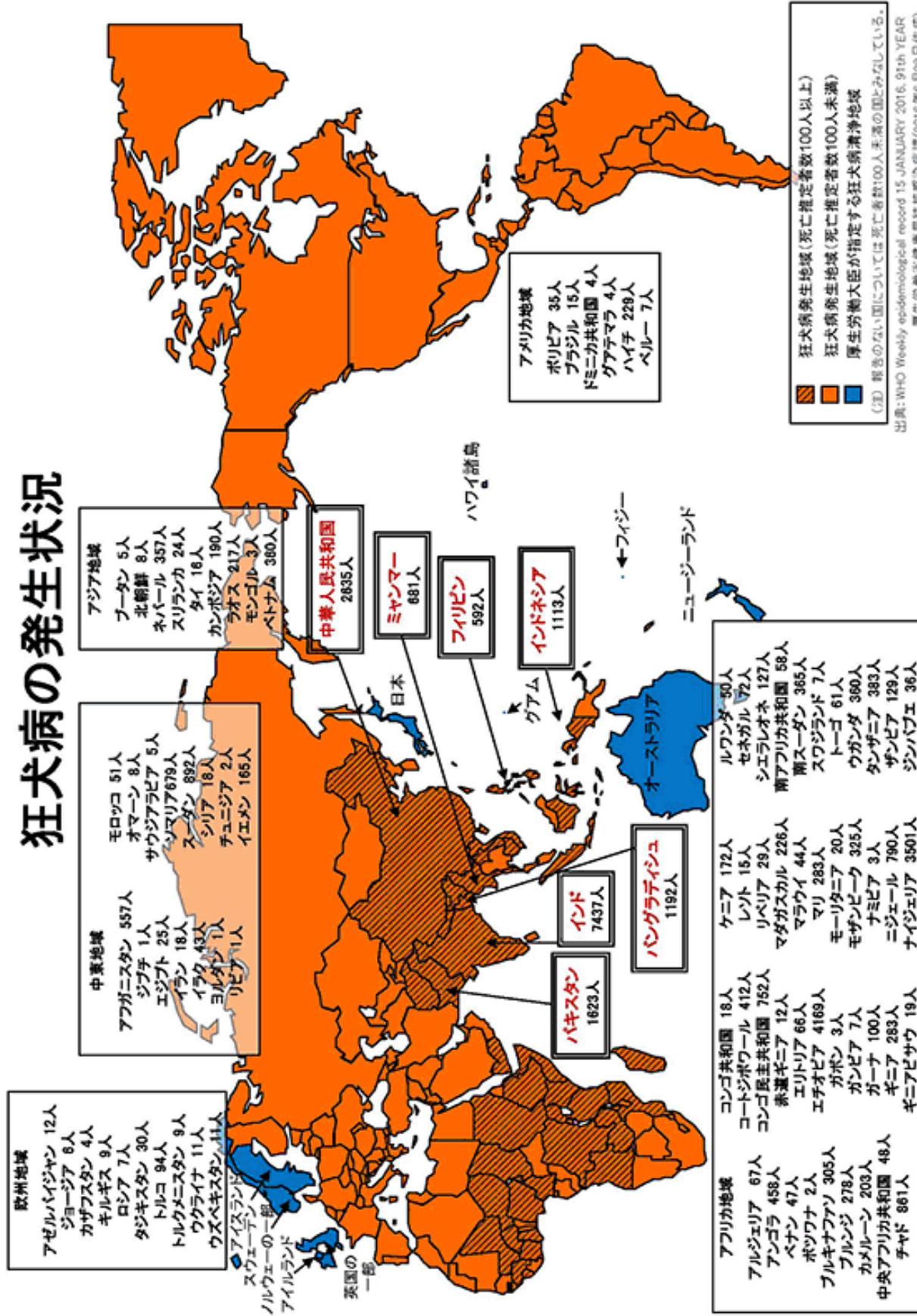
II 業務概要

1	動物愛護思想の普及啓発業務	
(1)	窓口・電話受付の状況	10
(2)	犬猫等の譲渡	12
(3)	負傷動物の保護収容	13
(4)	動物愛護思想の普及啓発活動	14
2	動物の管理指導業務	
(1)	犬の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	19
(2)	市町村別 犬引取頭数・返還頭数	20
(3)	犬種別の収容頭数（過去3年間・年度別）	21
(4)	猫の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	22
(5)	市町村別 猫引取頭数・返還頭数	23
3	動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務	
(1)	第一種動物取扱業の登録数	25
(2)	販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数	25
(3)	動物取扱責任者研修	25
(4)	特定動物の飼養・保管状況	26
(5)	勧告・命令等件数	26

III 資料

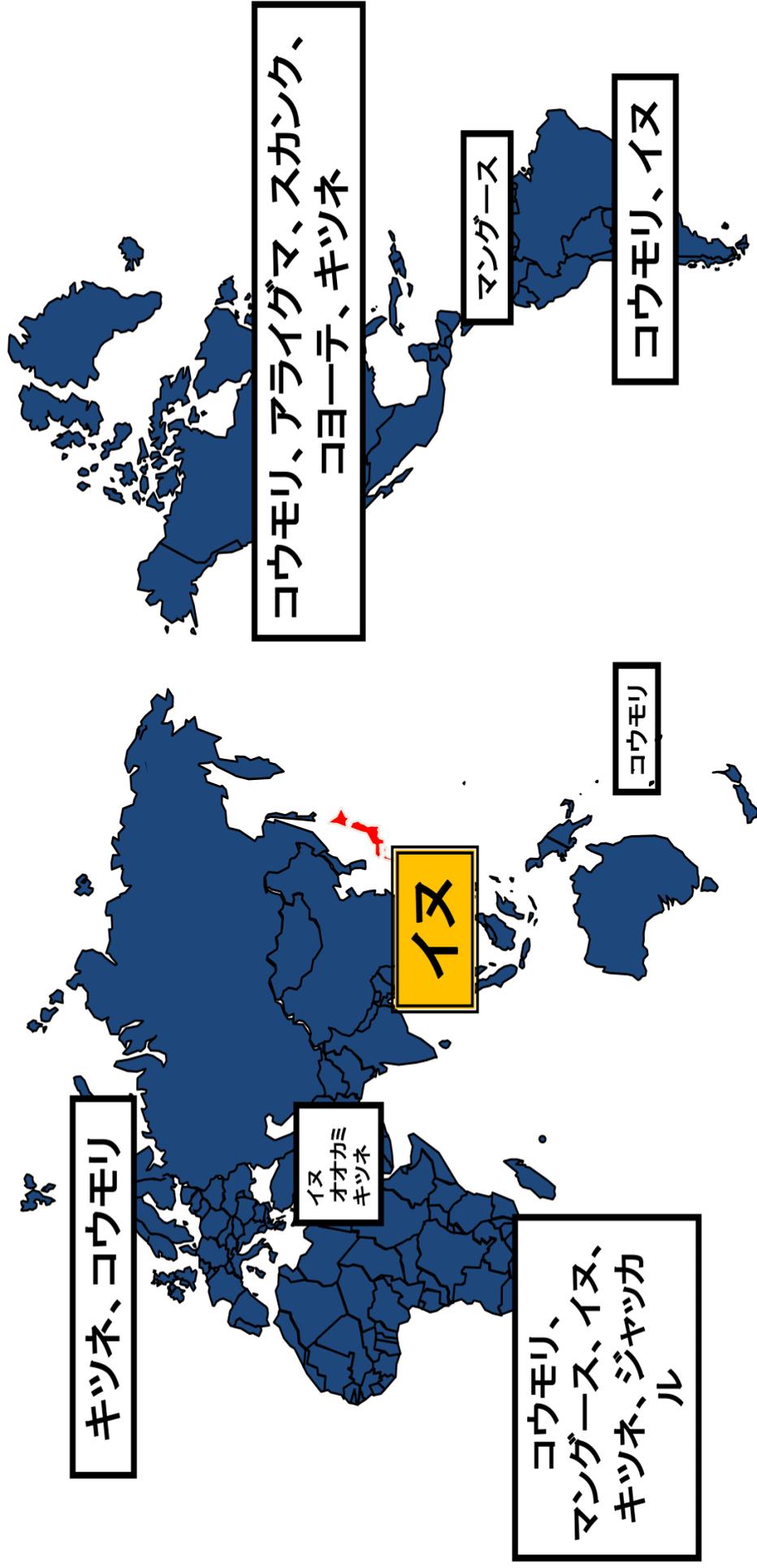
1	県統計	
(1)	県内年度別犬の登録及び抑留並びに措置状況（過去20年間・年度別）	28
(2)	県内の犬による咬傷事故状況（過去10年間・年度別）	29
(3)	県内の犬猫の収容および措置状況	30
2	市町村別依頼・相談・苦情状況	
(1)	犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	32
(2)	猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	33
(3)	犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	34
3	関係機関連絡先一覧	36
4	関係法令・県要領	
	狂犬病予防法	38
	動物の愛護及び管理に関する法律	41
	沖縄県犬咬傷事故対策実施要領	51
	危険犬適正飼養管理指導要領	52

狂犬病の発生状況



I 概況

世界各地の狂犬病媒介動物



1 沿革

昭和44年7月

琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管され、公衆衛生課所管の犬抑留所(那覇市古波蔵)で狂犬病予防業務を開始する。

昭和47年5月15日

日本復帰により琉球政府から沖縄県となる。

昭和48年10月

「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、翌年4月1日から施行される。

昭和52年10月1日

当該施設は「動物収容施設整備事業」で国庫補助を受け、那覇市古波蔵から大里村字大里 2000 番地に新築移転し、環境衛生課大里駐在所(名称:沖縄県動物管理所)となる。

昭和60年3月

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が公布され、同年7月1日から施行される。

昭和61年4月1日

動物管理所を廃止して沖縄県動物管理センターへ改組する。(環境保健部の出先機関となる。)

平成6年4月1日

行政組織規則改正で「沖縄県動物管理センター」から「沖縄県動物愛護センター」に名称を変更する。

平成8年4月

動物愛護センターが譲渡する子犬の不妊去勢手術を開始する。

平成8年11月

動物愛護意識の高揚と適正飼養の普及啓発事業の一環として、子犬の譲渡教室を開始する。

平成9年4月1日

「沖縄県犬咬傷事故対策実施要領」「闘犬種等適正飼養管理指導要領」「沖縄県犬譲渡取扱要領」が施行される。

動物愛護精神の普及啓発を図るため、子犬譲渡会を開始する。

平成11年4月

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行される。

「狂犬病予防法」の一部が改正され、犬に加え、新たに猫、あらいぐま、キツネ、スカンクに対する狂犬病の検疫が開始される。

平成12年4月1日

「狂犬病予防法」の一部が改正され、鑑札・注射済票の交付事務等が市町村へ権限委譲される。

平成12年12月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行される。

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正される。

平成13年10月

動物愛護センターのホームページを開設する。

平成14年4月

動物死体の引取り業務を廃止する。

平成17年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(平成18年6月1日施行)

平成18年4月1日

「沖縄県動物愛護センター」から「沖縄県動物愛護管理センター」に名称を変更する。

本島保健所長に属していた狂犬病予防法及び動物愛護管理法にかかる事務について、動物愛護管理センター所長へ委任される。

平成18年6月1日

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和60年沖縄県条例第5号)」が廃止される。

平成18年6月15日

新施設での業務を開始する。

動物愛護管理センターが譲渡する犬・猫の不妊去勢手術を開始する。

平成21年10月1日

飼い犬、飼い猫の引取り有料化を開始する。

平成23年6月30日

動物愛護管理センターホームページで抑留犬の写真掲載を開始する。

平成24年6月8日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用猫の写真掲載を開始する。

平成24年12月6日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用犬の写真掲載を開始する。

平成24年9月5日

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(平成25年9月1日施行)

平成25年4月1日

那覇市の中核市移行に伴い、那覇市へ業務の一部を権限委譲する。

平成27年11月9日

動物愛護管理センター新ホームページを作成し、収容猫の写真掲載等内容を刷新する。

平成28年3月31日

「闘犬種等適正飼養管理指導要領」が廃止され「危険犬適正飼養管理指導要領」が策定される。

平成28年4月1日

動物取扱業監視指導計画を策定し、これに基づく監視指導を開始する。

平成29年11月22日

犬の譲渡について、飼養環境の事前調査を開始する。

令和元年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(令和2年6月1日施行)

令和元年7月1日

譲渡推進のため、旧衛生環境研究所ハブ研究室跡地を活用し、譲渡推進棟として仮供用を開始する。

2 組織機構と分掌事務

(1) 沖縄県行政組織規則(抜粋)

第3章 出先機関

第4節 環境部関係出先機関

第2款 動物愛護管理センター

(名称、位置及び所管区域)

第128条 沖縄県行政機関設置条例第2条の3の規定により設置された動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

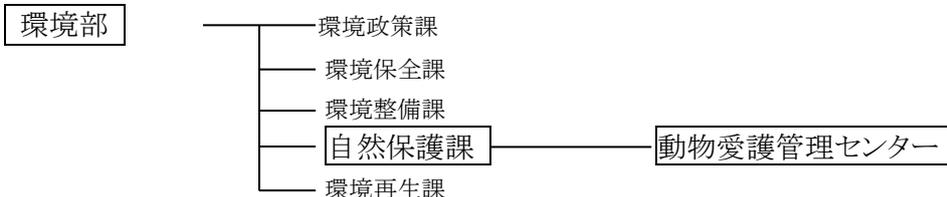
名称	位置	所管区域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円(宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。)

(所掌事務)

第129条 動物愛護管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 動物の愛護と適正飼養の普及啓発に関すること。
- (2) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- (3) 犬及び猫の引取り及び譲渡に関すること。
- (4) 野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
- (5) 抑留犬の管理及び処分に関すること。
- (6) 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に関すること。
- (7) 特定動物の飼養許可等に関すること。
- (8) 傷病鳥獣に関すること。
- (9) 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、動物の取扱いに関すること。
- (11) 庶務に関すること。

(2) 組織機構 (令和3年4月1日時点)



(3) 職員等の構成 (令和3年4月1日時点)

	事務	狂犬病予防員	狂犬病予防技術員	計
所長(技)		1		1
副所長(技)		1		1
主任技師		4*		4
主査	1			1
主任		1		1
技師				0
運転士			2	2
用務員			1	1
計	1	7	3	11
会計年度任用職員 (非常勤獣医師)		3		3
会計年度任用職員 (事務補助)	2			2
委託職員			10	10
合計	3	11	13	27

※再任用(フルタイム):1名

3 施設・設備

(1)敷地面積 6,675 m²

(2)構造及び規模

ア 構造 鉄筋コンクリート3階建(地上2階、地下1階)

イ 建築面積 622.5 m²

ウ 延床面積 1,668.7m²

(3)建築経過・経費

用地取得及び造成 昭和49年7月～昭和51年10月

動物管理所設計 昭和50年度予算

建築及び附属整備工事 昭和52年2月～10月

経費 104,530,000円

(国庫補助金 22,057,000円)

(県債 40,000,000円)

(一般財源 42,473,000円)

焼却炉等設備整備工事 昭和61年1月～3月

(焼却炉の全面改修) 経費 74,420,000円

(県債 52,000,000円)

(一般財源 22,420,000円)

焼却炉耐火壁交換工事 平成12年度

経費 5,035,000円

ア 浄化槽の新設 平成12年度

経費 29,772,750円

(特定財源 29,772,750円)

イ 施設改築に係る土質調査及び施設計画予備調査等 平成15年度

経費 6,738,000円

ウ 動物愛護センター新施設建築等に係る設計委託 平成16年度

経費 34,792,753円

(特定財源 34,617,810円)

(一般財源 174,943円)

エ 動物愛護管理センター新施設建築工事

本体(特殊設備工事、構内整備工事、電波障害防除設備工事)

旧施設(特殊設備撤去工事、現場技術業務委託)

平成17年6月23日～平成18年12月10日

経費 849,135,403円

(県債 559,100,000円)

(特定財源 244,027,900円)

(一般財源 46,007,503円)

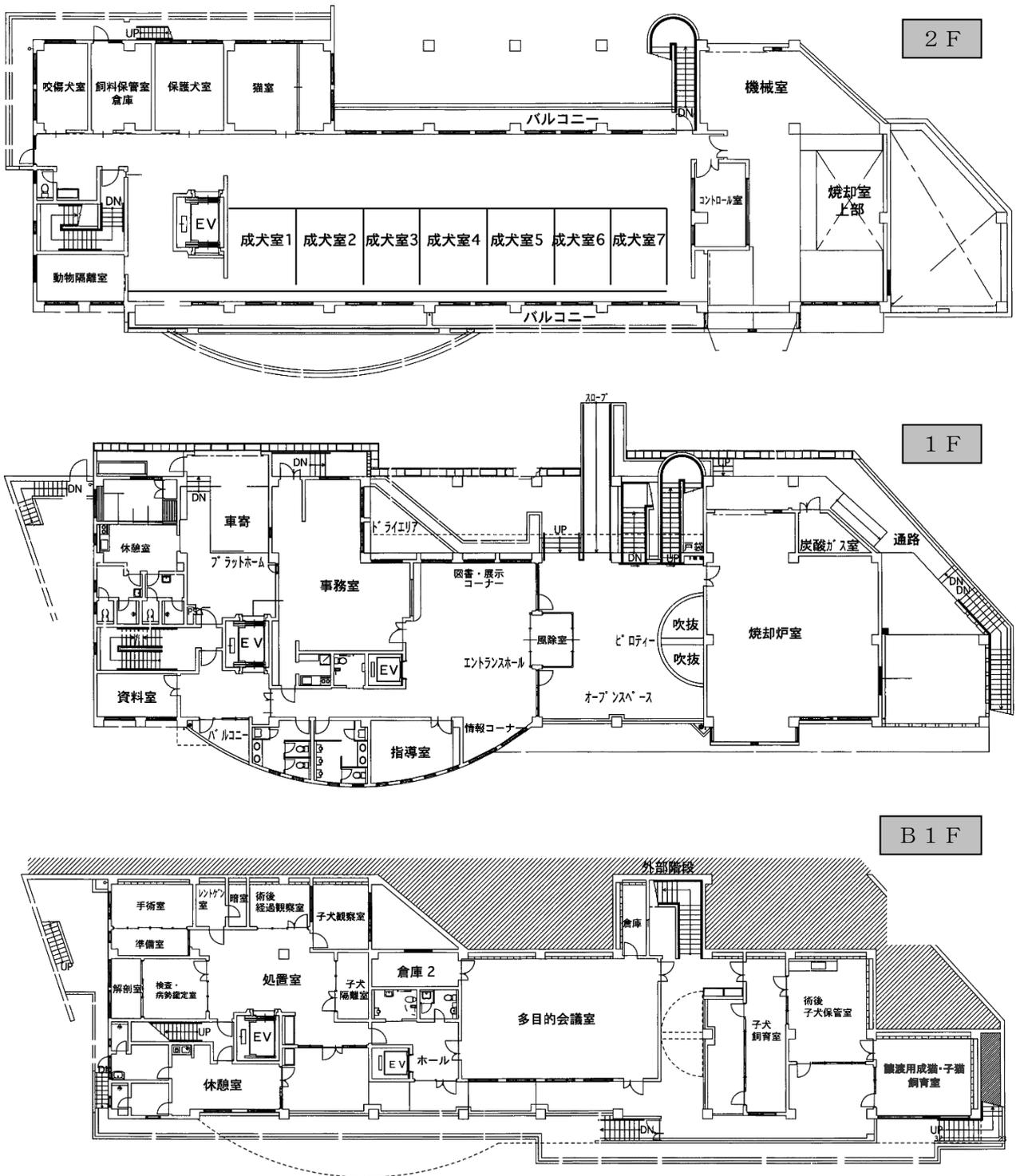
(4) 設備

設備	品名	数量	設備	品名	数量
施設全般	自動ドア	2基	動物焼却室	焼却炉	2基
	障害者用エレベーター (B1F~1F)	1基		骨回収装置	1基
	障害者用多目的トイレ	2基		焼却炉切替ダンパー	2基
	構内通信設備	一式		集合煙道	1基
	拡声設備	一式		冷却空気混合ダクト	1基
	構内配電設備	一式		冷却空気混合ファン	1基
	空気調和設備 (個別熱源・自動制御方式)	一式		廃ガス集塵機 (バグフィルター)	1基
	映像・音響設備 (多目的会議室)	一式		空気圧縮機	1基
	テレビ共同受信設備	一式		誘引ファン	1基
	火災報知設備	一式		煙突	1基
	給湯設備 (個別型)	3基		焼却炉制御盤	1基
	消火設備	一式		焼却炉現場制御盤	2基
	動物収容・処分施設	動物搬送用エレベーター (B1F~2F)		1基	排ガス処理制御盤
収容犬搬入・誘導装置		1基	排ガス集塵機現場制御盤	1基	
収容犬受入・誘導装置		1基	灰処理制御盤	1基	
成犬処分機		1基	カメラモニター (焼却施設・焼却炉内)	4台	
猫用処分機		1基	移動用及び予備ケージ (ステンレス製)	8台	
炭酸ガス供給装置		一式	骨粉砕器	1台	
操作計装装置 (受入・追込・排出操作盤)		一式	身障者駐車場カーポート	1基	
カメラモニター (成犬収容施設・処分機内)		4台	外灯 (駐車場・門)	5基	
集中操作盤 (処分機等・コントロール室)		一式	受水槽 (地上設置型 16t)	1基	
集中監視盤 (処分機・焼却炉)		1台	燃料貯蔵タンク (地上設置型 3,000ℓ)	1基	
集中制御室・機械室	21型カラーモニター	1台	上水ポンプ	1基	
	9画面デジタルマルチビューアー	一式	中水 (雨水) ポンプ	1基	
	動物用保冷庫	1基	排水ポンプ	5基	
	サービスタンク (灯油 190ℓ)	1基	汚水処理設備 (ユニット型浄化槽 25人槽)	1基	
			(輸送設備・施設外設備等)		

(5) 主要備品

品名	数量	品名	数量
電動手術台	2台	冷蔵ショーケース (薬品保管用)	1台
无影灯	2台	冷蔵庫	1台
吸入麻酔器	1台	生物顕微鏡 (デジタル撮影・モニター装置付)	一式
人工呼吸器	1台	実体顕微鏡	1台
電気メス	1台	生化学検査装置	1台
機械器具戸棚	2台	自動血球計数装置	1台
EOG 滅菌器	1台	シャーカステン (壁掛け型)	2台
動物専用エックス線撮影装置	1台	輸液ポンプ	1台
自動現像器 (エックス線フィルム現像用)	1台	乾熱滅菌器	1台
ステンレス処置台	1台	ヘマトクリット遠心機	1台
シャワー付ステンレスシンク (動物洗浄用)	3台	孵卵器	1台
検査台 (シンク付)	1台	公用車 (監視・捕獲・輸送車両)	2台
実験器具乾燥庫	1台	ハンドパレットトラック (ケージ輸送用)	2基
マイクロチップリーダー	4台	バイオハザード対策用キャビネット	1台

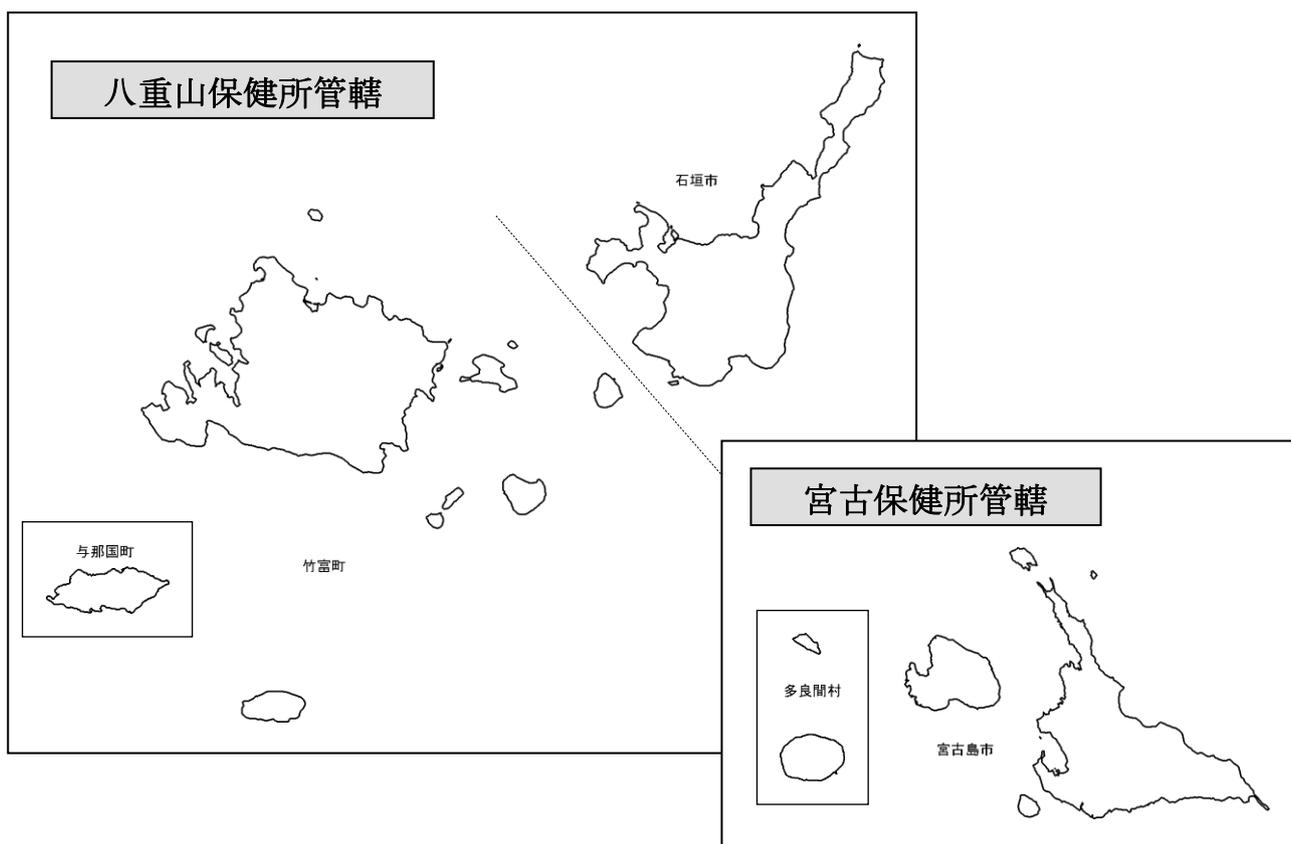
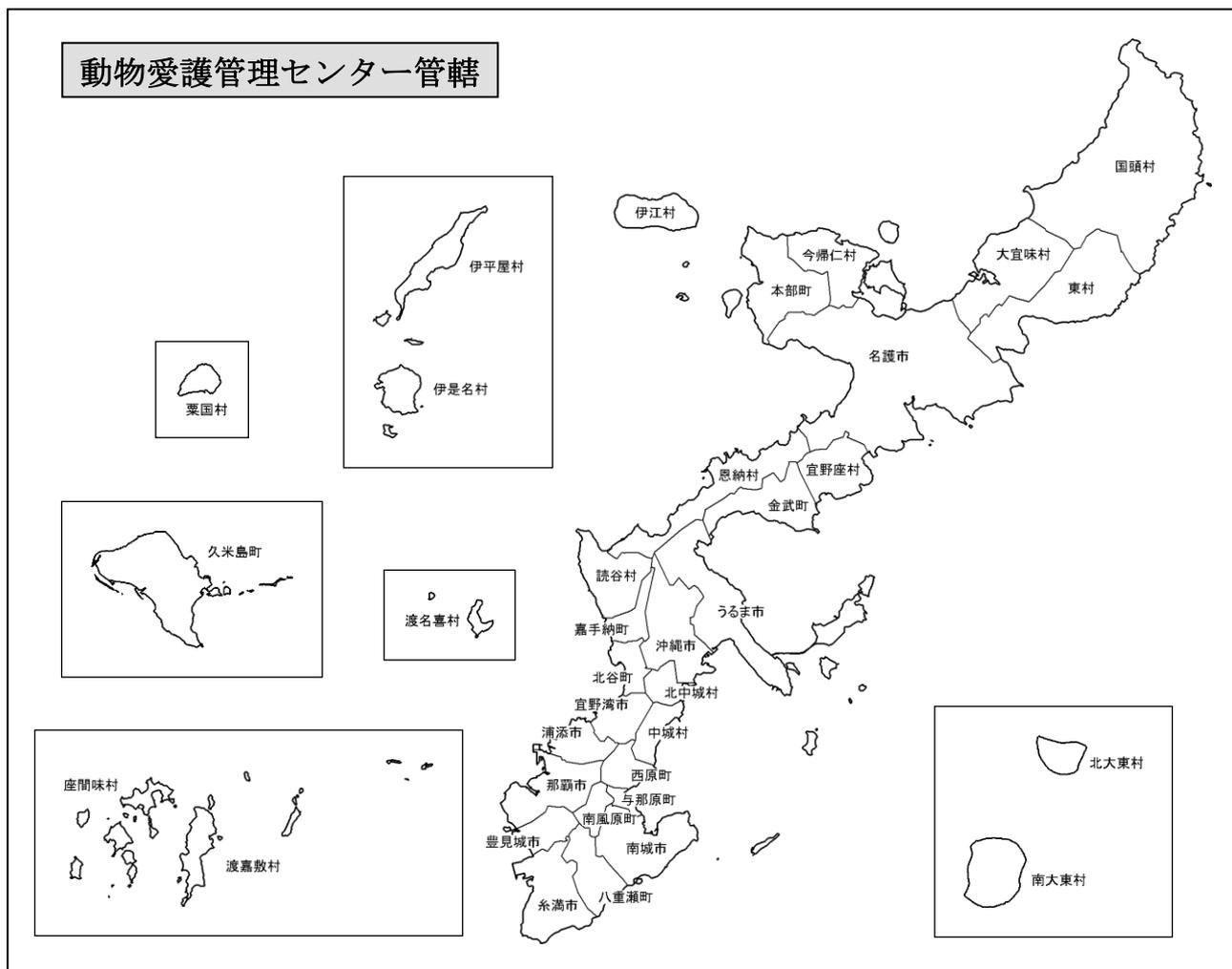
(6) 平面図



単位:m²

地上2階、地下1階	
2階部分	511.3
1階部分	534.9
地下1階部分	622.5
計	1,668.7

4 管轄区域



5 年間実施事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物愛護 思想の 普及啓発	動物愛護週間行事の実施						*		*				
	動物愛護パネルなどの展示・チラシの配布	●	----->										
	しつけ教室の実施	●	----->										
	ふれあい広場・ドッグランの設置	●	----->										
	動物飼養管理・健康相談受付	●	----->										
	施設見学者への講習会実施	●	----->										
譲渡	犬の譲渡会（毎月3回）	●	----->										
	猫の譲渡（随時）	●	----->										
	登録ボランティアへ収容動物の譲渡	●	----->										
負傷動物	負傷動物の収容	●	----->										
	負傷動物の治療・飼養管理	●	----->										
犬・猫 の引取	飼い主からの引取	●	----->										
	引取依頼をした飼い主への指導啓発	●	----->										
飼養管理 等	犬・猫の飼養管理	●	----->										
	犬・猫の返還	●	----->										
	咬傷犬の検診	●	----->										
	終末処分	●	----->										
危害防止 対策等	犬の収容（捕獲）	●	----->										
	市町村役場との犬の合同捕獲	●	----->										
	犬・猫に関する苦情の処理	●	----->										
	犬・猫の正しい飼い方指導	●	----->										
動物取扱業 特定動物飼 養保管	動物取扱業者・特定動物飼養保管業者に対する助言・指導	●	----->										
	動物取扱業監視指導計画に基づく監視・指導	●	----->										
	動物取扱責任者研修						中 止						
調査研究	人獣共通感染症等の調査研究	●	----->										
	負傷動物の診断・治療に関する研究	●	----->										
	繁殖制限に関する調査研究	●	----->										
	犬の事故防止に関する調査研究	●	----->										
会議・研修 等	全国動物管理関係事業所協議会全国会議				*				*				
	動物虐待等科学的評価研修会										*		
	狂犬病診断研修										*		

※中止は新型コロナウイルス感染症にかかる影響ため

Ⅱ 業務概要

🐾 **ペットを飼い始める前に** **最期まで世話をすることができるかを考えて下さい** 🐾

 ハムスター	 2～3年程度
 セキセイ インコ	 7～10年程度
 フェレット	 6～12年程度
 ウサギ	 5～15年程度
 グリーン イグアナ	 10～20年程度
 イヌ	 12～20年程度
 ネコ	 15～20年程度
 ミドリガメ	 20年程度
 オカメ インコ	 15～25年程度
 ヒト	 80歳
 リクガメ	 100年以上

1 動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の高揚を図り、生命尊重、友愛及び平和の情操涵養と動物による危害を防止し、人の生命、身体及び財産等の安全を確保するために適正な飼養管理指導を実施しています。

当センターには、逸走した動物を捜している飼い主、犬・猫の引取を依頼する方、または犬・猫の譲渡を希望する方等多数の県民が来所します。この機会を活用して、動物の生態や習性を理解していただき、責任を持って終生飼養すること、繁殖を希望しない飼養者(飼い主)には、その動物に不妊・去勢手術を受けさせるよう指導・助言を行い、動物の正しい飼い方の啓発に努めています。

また、動物愛護等に関するパンフレット、リーフレット等を常時窓口に設置、配布することで、その普及啓発にも努めています。さらに窓口・電話では当センターで実施している次の事業に関する案内や説明、そして助言等を行っています。

- ア 動物の正しい飼い方の指導（捨て犬、捨て猫の防止）
- イ 動物に関する健康相談等
- ウ 犬・猫の譲渡及び譲渡講習会の実施
- エ 犬の適正飼養講習会の実施
- オ 負傷動物の収容、応急処置及び飼養管理
- カ 動物愛護週間と動物慰霊祭の実施

(1) 窓口・電話受付の状況

① 窓口受付の状況(令和2年度・月別)

(人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病予防関係	抑留 捕獲・保護頭数	18	15	16	24	13	17	12	16	15	13	12	20	191	
	譲渡(生後91日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	登録・予防注射問い合わせ	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		野犬捕獲依頼	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
		行方不明犬問い合わせ	47	33	53	43	36	53	39	33	27	45	26	63	498
		咬傷事故等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		住居環境等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	1	0	3	1	0	5	0	2	14
動物愛護管理関係	引取	犬 引取等依頼件数	1	4	1	2	0	0	2	2	3	2	2	1	20
		譲渡(生後91日未満)	234	111	160	205	115	130	153	133	157	102	85	328	1,913
	猫	引取等依頼件数	4	5	16	8	4	11	7	4	2	8	1	8	78
		譲渡	18	15	36	62	42	60	46	52	44	45	9	36	465
	負傷動物の収容・処分	犬 収容依頼数	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	6
		猫 収容依頼数	4	5	17	2	5	5	10	16	5	1	4	5	79
		その他 収容依頼数	4	10	7	6	3	2	2	4	4	4	1	7	54
	苦情等	行方不明猫問い合わせ	6	3	8	4	2	0	3	3	6	4	2	6	47
		住居環境等の苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他	20	20	19	4	19	20	28	17	47	31	39	30	294
共通事項	施設見学	10	0	0	6	11	15	26	0	0	0	2	25	95	
	体験学習	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	
	講習	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飼い方・健康相談	犬	0	2	4	0	1	4	4	0	4	1	3	0	23
		猫	1	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	6
	動物取扱業に関する事項	83	169	60	53	37	35	31	23	29	26	25	43	614	
その他 ※	44	26	49	95	63	99	84	45	47	44	60	95	751		
合計		499	421	446	517	355	452	452	352	390	331	272	704	5,191	

※ 9月の「その他」には、動物慰霊祭参加者を含みます

② 窓口受付の状況(過去5年間・年度別)

(人数)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数	305	256	247	232	191	
	譲渡(生後91日以上)		0	0	0	0	0	
	登録・予防注射問い合わせ		1	0	1	4	3	
	陳情・苦情等		放し飼い犬指導依頼	2	0	1	0	0
			野犬捕獲依頼	5	1	81	2	4
			行方不明犬問い合わせ	682	693	630	639	498
			咬傷事故等の苦情	11	5	4	1	0
			住居環境等の苦情	0	0	1	2	0
		家畜・作物等の被害	0	3	0	0	0	
		その他	20	40	27	18	14	
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	97	66	56	40	20
			譲渡(生後91日未満)	1,967	2,310	2,064	2,344	1,913
		猫	引取等依頼件数	275	260	165	140	78
			譲渡	412	473	453	568	465
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	9	0	7	6	6
		猫	収容依頼数	66	47	47	67	79
		その他	収容依頼数	18	17	31	23	54
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		101	79	67	51	47
		住居環境等の苦情		5	6	9	6	1
		その他		128	164	229	213	294
共通事項	施設見学		343	287	286	276	95	
	体験学習		137	89	30	116	35	
	講習		49	55	70	24	0	
	飼い方・健康相談	犬	11	4	0	3	23	
		猫	6	5	1	9	6	
	動物取扱業に関する事項		608	756	516	634	614	
	その他		555	699	520	717	751	
合 計			5,813	6,315	5,543	6,135	5,191	

③ 電話受付の状況(令和2年度・月別)

(件数)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病予防関係	登録・予防注射問い合わせ		3	3	2	1	2	1	4	1	5	7	1	2	32	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	1	1	0	1	1	2	2	2	2	2	1	1	6	20
		野犬捕獲依頼	4	7	2	5	1	3	5	5	6	6	13	3	8	62
		行方不明犬問い合わせ	153	132	167	183	138	198	159	148	154	158	146	156	156	1,892
		咬傷事故等の苦情	2	7	14	14	6	4	6	4	11	9	11	9	9	97
		住居環境等の苦情	0	0	2	0	3	1	1	2	3	2	1	0	0	15
		家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	15	21	21	9	16	15	9	8	24	17	17	17	18	190
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	11	14	16	29	20	14	20	7	16	14	17	18	196
			譲渡(生後91日未満)	139	102	108	129	75	104	99	130	113	147	100	184	1,430
		猫	引取等依頼件数	70	123	145	105	85	128	156	82	48	64	35	44	1,085
			譲渡	18	12	29	36	23	36	24	19	23	27	16	23	286
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	3	8	1	8	7	3	5	10	14	11	2	8	80
		猫	収容依頼数	26	48	42	30	23	39	23	30	29	16	21	33	360
		その他	収容依頼数	15	17	17	16	15	9	6	23	12	8	14	19	171
	死亡	犬	収容依頼数	2	3	0	1	3	2	2	0	0	1	2	2	18
		猫	収容依頼数	2	0	0	5	3	2	4	0	1	3	4	3	27
		行方不明猫問い合わせ		49	50	46	43	32	47	55	29	32	56	46	53	538
苦情等	住居環境等の苦情		26	21	26	18	14	19	14	7	9	10	14	12	190	
	その他		44	63	42	39	52	56	42	34	67	47	47	57	590	
	施設見学		1	0	1	5	3	1	1	1	1	1	2	0	17	
共通事項	体験学習		0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	
	講習		0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	3	7	
	飼い方・健康相談	犬	12	12	15	23	10	8	13	9	1	7	2	7	119	
		猫	17	7	19	17	9	10	15	15	7	8	5	13	142	
	動物取扱業に関する事項		111	155	105	84	81	91	84	73	77	90	84	94	1,129	
	その他		165	146	168	200	202	156	214	166	125	164	184	230	2,120	
	合 計			889	952	988	1,001	824	950	967	805	781	882	775	1,002	10,816

④ 電話受付の状況(過去5年間・年度別)

(件数)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数	0	0	0	0	0	
	譲渡(生後91日以上)		0	0	0	0	0	
	登録・予防注射問い合わせ		26	19	24	20	32	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	20	18	18	21	20	
		野犬捕獲依頼	77	73	81	105	62	
		行方不明犬問い合わせ	2,372	2,217	1,887	1,772	1,892	
		咬傷事故等の苦情	86	64	69	58	97	
		住居環境等の苦情	35	39	32	23	15	
家畜・作物等の被害		0	4	2	1	0		
その他		300	277	262	216	190		
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	354	330	247	236	196
			譲渡(生後91日未満)	892	1,332	1,134	1,042	1,430
		猫	引取等依頼件数	726	865	805	1,042	1,085
			譲渡	206	225	210	254	286
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	47	40	55	91	80
		猫	収容依頼数	277	302	389	420	360
		その他	収容依頼数	96	136	123	110	171
	死亡	犬	収容依頼数	42	39	41	19	18
		猫	収容依頼数	30	35	49	36	27
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		677	583	545	539	538
		住居環境等の苦情		397	435	414	333	190
		その他		548	725	772	644	590
共通事項	施設見学		45	59	37	49	17	
	体験学習		37	20	18	22	3	
	講習		0	5	2	4	7	
	飼い方・健康相談	犬	77	56	47	76	119	
		猫	58	76	48	82	142	
	動物取扱業に関する事項		1,317	1,170	933	1,124	1,129	
	その他		2,017	2,227	1,866	2,421	2,120	
合 計			10,759	11,371	10,110	10,760	10,816	

(2) 犬猫等の譲渡

県民に動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、動物に生存の機会を与えるため、飼養希望者が愛情と責任を持って終生飼養することを条件に、譲渡適性があると判断した犬猫等を飼養希望者へ譲渡(飼養者譲渡)あるいはボランティア登録している団体へ譲渡(ボランティア譲渡)しています。

① 犬・猫の譲渡状況

(頭)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	飼養者譲渡	子犬	6	0	0	3	0	1	2	0	4	0	0	4	20
		成犬	2	1	5	5	4	6	3	5	3	2	0	9	45
	ボランティア譲渡	子犬	0	1	10	11	6	1	0	0	0	15	2	5	51
		成犬	18	15	24	31	21	13	25	14	19	19	22	30	251
	合計			26	17	39	50	31	21	30	19	26	36	24	48
猫	飼養者譲渡	子猫	0	0	8	10	5	10	14	10	9	4	0	6	76
		成猫	3	2	3	1	1	1	4	2	0	5	0	7	29
	ボランティア譲渡	子猫	9	7	5	3	4	7	1	2	0	0	0	0	38
		成猫	8	1	4	4	4	6	5	1	1	2	3	2	41
	合計			20	10	20	18	14	24	24	15	10	11	3	15

※子犬・子猫:収容時の月齢が3ヶ月未満のもの

※宮古・八重山保健所から移送され譲渡されたものを除く

※譲渡した月で集計

② 犬の譲渡会・譲渡講習会の開催状況

犬の譲渡においては、不適切な飼い方・しつけ方による無駄吠えなどの問題行動や咬傷事故を防止し、動物愛護精神を普及することを目的として、譲渡前に犬の正しい飼い方・しつけ方の講習会(譲渡講習会)を実施しています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
譲渡会回数		4	1	3	4	0	4	3	3	3	1	0	4	30
講習会 受講者数	大人	14	11	15	24	0	31	10	17	25	5	0	37	189
	子供	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	6
	合計	15	11	15	25	0	32	10	17	25	5	0	40	195

③ 不妊去勢手術実施状況

所内譲渡する犬・猫、ボランティア譲渡した犬・猫ならびに保護収容したその他動物を対象に実施するほか、地域猫等の活動を支援しています。(頭)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	所内譲渡	10	1	7	17	3	0	3	7	12	9	7	8	84
	ボランティア譲渡	2	2	6	4	3	0	17	13	12	11	8	7	85
	合計	12	3	13	21	6	0	20	20	24	20	15	15	169
猫	所内譲渡	3	2	18	14	6	9	16	17	7	7	1	5	105
	ボランティア譲渡	0	0	0	0	0	3	0	4	0	2	0	0	9
	地域猫	6	7	3	3	1	1	5	1	2	2	1	4	36
	合計	9	9	21	17	7	13	21	22	9	11	2	9	150
その他(うさぎ等)		0	0	1	0	1	0	0	2	3	0	1	2	10
合計		21	12	35	38	14	13	41	44	36	31	18	26	329

(3) 負傷動物の保護収容

道路や公園などの公共の場所において、病気やけがをした飼い主不明の動物については、保護収容し、必要に応じて応急処置等を行っています。

① 負傷動物の保護収容状況

(頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	6	9	13	13	7	5	12	6	2	6	10	10	99
猫	8	18	24	21	16	21	20	13	13	11	10	18	193
その他	1	2	0	2	3	0	0	2	1	0	1	1	13
合計	15	29	37	36	26	26	32	21	16	17	21	29	305

② 負傷動物(その他)の内訳

収容動物名	収容数	結果				
		終末処分	死亡	放鳥	返還	譲渡
ドバト	4	3		1		
ハト	6	3		1	2	
オカメインコ	1					1
うさぎ	1	1				
アヒル	1					1
合計	13	7	0	2	2	2

(4) 動物愛護思想の普及啓発活動

① 体験学習の受け入れ

当センターでは、小学校高学年以上の児童生徒、学生に対する動物愛護教育の一貫として「体験学習」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・動物愛護管理行政についての講習
- ・検査室実習
- ・負傷動物の治療や不妊去勢手術の見学
- ・犬の譲渡会、犬の正しい飼い方講習会への参加
- ・ふれあい教室への参加
- ・ふれあい広場の衛生管理、犬の飼育管理

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

実施年月日	対 象	参加人数(内引率)
令和3年3月11日	沖縄ペットワールド専門学校	23(1)
令和3年3月25日	具志川高等学校	12(1)
実施回数 : 2回(2日間)	参加人数合計 : 35名(2名)	

② 視察の受け入れ

当センターでは、日頃行っている業務や犬猫等に関する沖縄県内の状況をより多くの方に知っていただくため、「視察」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・施設見学
- ・業務内容説明等

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間の1時間から3時間程度です。

実施年月日	対 象	参加人数(内引率)
令和2年7月8日	株式会社 琉球Press	2
令和2年7月30日	宮古島市登録ボランティア	2(1)
令和2年8月3日	南風原町役場	1
令和2年12月9日	一般社団法人 日本動物看護職協会	1
実施回数 : 4回	参加人数合計 : 6名(1名)	

③ 夏休み親子で学ぶ動物愛護管理センター見学会

当センターでは平成29年度から、小・中学生とその家族を対象に「センター見学会」を夏休み期間に開催しています。

ア 内容

・施設説明

センターの概要をスライドで説明した後、実際に施設を見学する。

・動物愛護(動物も同じ生き物)

実際に犬を抱いたり、心臓の音を聴いたりすることで、動物の温かみや生きていることを実感してもらい、動物を大事にすること『いのちの大切さ』を学ぶ。

・危害防止(動物[犬]との接し方)

ぬいぐるみや譲渡候補犬を使って犬の習性等を教え、犬に咬まれないための方法を学ぶ。

・手術室体験、爪切り体験

手術室や処置室でぬいぐるみ等を使い、不妊去勢手術の大切さと日頃のケアについて学ぶ。

イ 受付方法および実績

7月上旬にセンターホームページ等でご案内し、電話等で申し込みしていただきます。

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和2年度は開催しておりません。

ウ 協力

日本愛玩動物協会沖縄支所

④ その他講習会

当センターでは、一般県民、学生、動物取扱業者ならびに市町村等を対象に、要望等に応じて動物愛護、動物による危害防止ならびに衛生教育を目的とした講習会を実施しています。

ア 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間で約 1 時間程度としています。

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和 2 年度は開催しておりません。

⑤ 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

毎年、ゴールデンウィーク期間中は、北部地域をはじめ県内各地の行楽地において、心ない人による犬や猫の置き去り、遺棄等が増加すると言われています。このような行為は、地域住民の生活環境に悪影響を与えるほか、ヤンバルクイナをはじめとする希少野生生物にとっても大きな脅威となっており、動物愛護の観点からも、捨て犬や捨て猫を未然に防止する必要があります。

以上のことから、行楽客をはじめ広く県民に、捨て犬や捨て猫(動物遺棄)の防止を啓発するとともに、県民の動物愛護思想涵養に資する目的で実施しています。

令和 2 年度捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和 2 年度は開催しておりません。

⑥ 動物愛護週間行事

毎年9月20日から9月26日までの『動物愛護週間』に、動物愛護思想を県民に広く普及啓発することを目的として下記のような行事を開催しました。

動物愛護週間行事実施要綱

第1 趣旨

動物愛護週間(9月20日から同月26日まで)は、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることをその目的としており、動物愛護週間行事を実施することにより、広く県民の間に動物愛護思想の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図る。

第2 根拠

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第3条により、国および地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養について、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動を通じて普及啓発を図るよう努めることとされており、さらに同法第4条により、動物愛護週間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

第3 実施主体

- (1)主催 沖縄県
- (2)共催 公益社団法人沖縄県獣医師会
- (3)後援 沖縄県市長会、沖縄県町村会
- (4)協賛 公益財団法人沖縄こどもの国、
公益社団法人日本愛玩動物協会沖縄県支所
沖縄県公衆衛生獣医師協議会
各メディア機関

2 実施機関等については、必要に応じて変更することができる。

3 共催、後援及び協賛については毎年各機関・団体等の承諾を得ることとする。

第4 実施期間

動物愛護週間中を基本とし適宜設定する。

第5 実施事業の概要

1 実施事業は次のとおりとする。

(1)動物愛護週間の広報

県、市町村および関係機関は、ポスター、チラシ、広報紙、新聞、ラジオおよびテレビ等により、動物愛護週間の趣旨および実施行事について、広く県民に対して周知啓発を行う。

(2)動物愛護図画コンクールおよび優秀作品の展示

県内の幼稚園児、保育園児および小学生を対象とした図画コンクールを行い、優秀作品を表彰する。加えて、県庁および沖縄県動物愛護管理センター等において優秀作品の展示を行う。

(3)動物愛護街頭キャンペーン

動物愛護週間の趣旨の周知を目的として、チラシ等を作成し街頭にて配布する。

(4)動物愛護の集い

動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護の集い会場において、動物愛護図画コンクール表彰式、犬・猫とのふれあい、パネル展示、沖縄県獣医師会による犬猫不妊去勢手術助成事業受付(事業の趣旨および実施方法の周知等)および動物健康相談等、各種イベントを行う。

(5) 動物慰霊祭

沖縄県動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに一般県民の参列により、人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。

2 実施事業については、必要に応じて内容を変更できるものとし、また、前各号以外の事業も実施できるものとする。

令和2年度動物愛護週間行事日程

1 令和2年度動物愛護図画コンクール優秀作品展示

日 程 および 場 所

- ① 令和2年9月14日(月)から9月25日(金)
沖縄県庁1F 県民ホール
- ② 令和2年10月1日(木)から11月20日(金)
沖縄県動物愛護管理センター
- ③ 令和2年11月22日(日)
こどもの国(動物愛護の集い会場)

2 動物愛護街頭キャンペーン

- (1) 日 時 : 令和2年9月18日(金) 16:45～17:30
→中止(県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮)
- (2) 場 所 : パレットくもじ前広場、県民広場および交差点周辺(那覇市)
- (3) 内 容 : 動物愛護思想の普及啓発を目的としたリーフレット等の配布

3 動物愛護週間行事(宮古および八重山)

- (1) 日 程 : 令和2年9月～12月
- (2) 場 所 : 宮古および八重山各保健所管内
- (3) 内 容 : 詳細については、各保健所にお問い合わせ下さい。

4 動物慰霊祭

- (1) 日 時 : 令和2年9月25日(金) 15:30～16:30
- (2) 場 所 : 沖縄県動物愛護管理センター
- (3) 内 容 : 動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに多くの県民の参列により、家族の一員として一生を終えた動物達あるいは人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物達の冥福を祈る。

5 動物愛護の集い

- (1) 日 時 : 令和2年11月22日(日) 11:00～12:00
- (2) 場 所 : 沖縄こどもの国(沖縄市)
- (3) 内 容 : 令和2年度動物愛護図画コンクール表彰式、優秀作品の展示

2 動物の管理指導業務

動物の管理指導業務

動物による人の生命、身体及び財産等の侵害を防止するため、『狂犬病予防法』および『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、次の業務を行っています。

- ア 動物の適正な飼養及び管理に関する助言や指導
- イ 捕獲または保護により収容された犬・猫の管理、返還、譲渡及び処分
- ウ 飼えなくなった犬・猫の引取り及び処分(原則拒否)
- エ 関係機関との徘徊犬合同捕獲
- オ 苦情の受理及びその処理
- カ 咬傷犬の狂犬病鑑定
- キ その他

※ 収容された犬、猫等の管理及び処分業務等は一部委託

(1) 犬の収容及び措置状況(過去5年間・年度別)

	収容頭数(うち幼齢・幼犬)			収容犬の措置頭数		
	所有者不明引取	飼い主からの引取	負傷	返還(返還率)	譲渡(譲渡率)	終末処分(処分率)
平成28年度	1,114 (37)	38 (0)	11	250 (22.2%)	500 (43.0%)	413 (35.5%)
平成29年度	935 (25)	54 (0)	18	259 (27.2%)	589 (58.5%)	153 (15.2%)
平成30年度	776 (48)	72 (2)*	123	271 (30.1%)	606 (62.4%)	141 (14.5%)
令和元年度	620 (53)	44 (0)	149	282 (36.7%)	462 (56.8%)	80 (9.8%)
令和2年度	527 (64)	15 (0)	99	238 (38.0%)	367 (57.3%)	37 (5.8%)

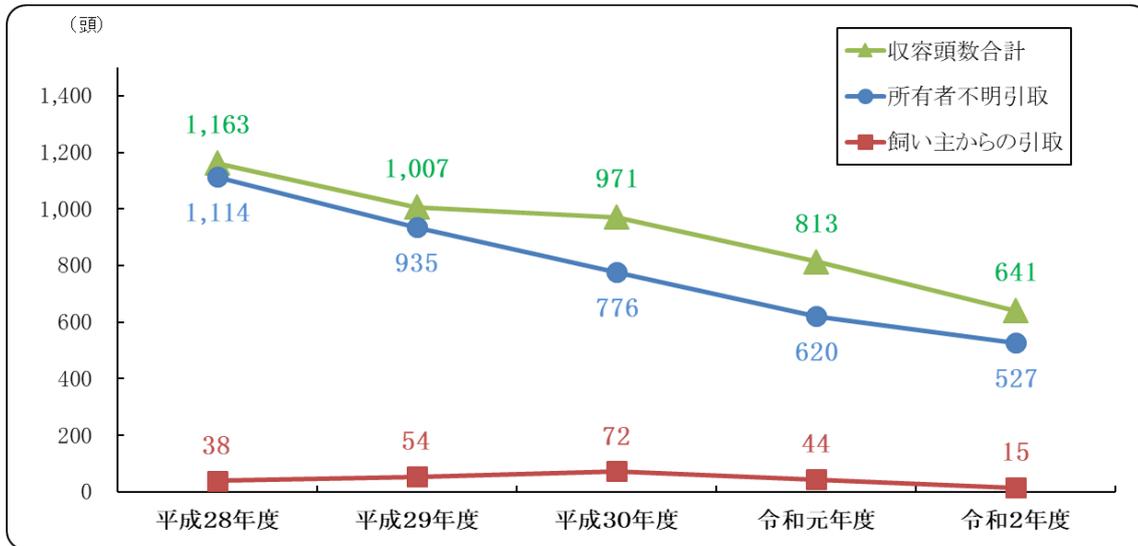
注1: 離乳していない個体を「幼齢」、3ヶ月未満の個体を「幼犬」、3ヶ月以上の個体を「成犬」としている

注2: 那覇市で捕獲・保護・引取りされた犬の頭数は含みません

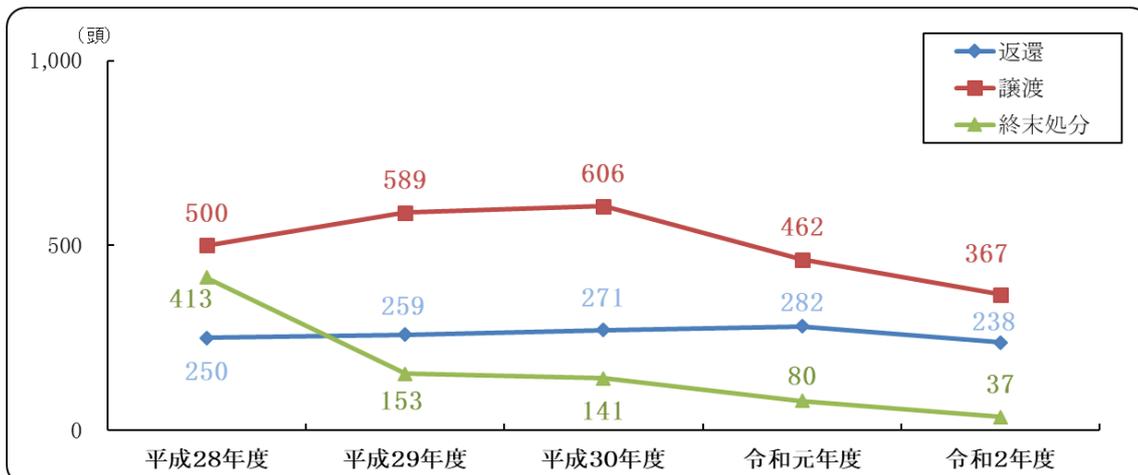
注3: 平成30年度から負傷数には疾病(皮膚病など)も含みます

※宮古保健所から移送された成犬1頭を含む

〈収容頭数の推移〉



〈措置頭数の推移〉



(2)市町村別 犬引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村	14(8)		1
大 宜 味 村	3		
東 村	3		
今 帰 仁 村	13		2
本 部 町	13		3
名 護 市	100(30)	1	16
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村	11(2)		3
恩 納 村	18(5)		1
金 武 町	23(1)	1	5
読 谷 村	3		1
う る ま 市	106(1)	2	38
嘉 手 納 町	3		
沖 縄 市	58(6)	3	31
北 谷 町	6	4	5
宜 野 湾 市	23(1)		18
北 中 城 村	7		6
中 城 村	9		5
浦 添 市	36(7)	1	16
栗 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村			
西 原 町	17	1	10
与 那 原 町	7		3
南 風 原 町	18		11
豊 見 城 市	18		9
南 城 市	44		20
八 重 瀬 町	32(3)	2	15
糸 満 市	41(7)		14
那 覇 市			5
嘉 手 納 基 地			
合 計	626(71)	15	238

(うち幼齢・幼犬)

※ 負傷含む

(3) 犬種別の収容頭数(過去3年間・年度別)

犬種名	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	捕獲	保護	引取	合計	捕獲	保護	引取	合計	捕獲	保護	引取	合計
グレート・デン	1			1				0				0
ゴールデン・レトリバー	5			5	2			2	4			4
ラブラドル・レトリバー	13			13	19			19	10			10
シェパード	3			3	1			1	5			5
スタンダードプードル	1			1				0				0
ドーベルマン	2			2				0				0
シベリアン・ハスキー	2			2	1			1	2			2
ピットブル	3		2	5				0	4		4	8
ブル・テリア	1			1				0				0
ブルドッグ				0	3			3	1		1	2
ボクサー	2			2	1			1	1			1
土佐犬				0				0	1			1
ボルゾイ				0				0			1	1
ロットワイラー	1			1				0	1			1
ワイマラナー				0				0	1			1
秋田犬	1			1	4			4	1			1
シェットランドシープドッグ	2			2				0	1			1
ボーダーコリー	1			1	1			1	1			1
コッカースパニエル	2			2	2			2	1			1
キャバリア	2			2				0				0
柴犬	43		2	45	39			39	32			32
ビーグル	4			4	4			4	2		1	3
ウェルシュ・コーギー	1		1	2	6			6	2			2
ミニチュアピンシャー	14			14	4		1	5	5		1	6
ミニチュアダックスフンド	30		2	32	19			19	13			13
チワワ	10			10	14			14	7			7
シー・ズー	3			3	3			3	4			4
ヨークシャーテリア	7			7	1			1	8			8
マルチーズ	10		2	12	10			10	5			5
トイ・プードル	24			24	18			18	17			17
ボストンテリア	4			4				0				0
パグ	3			3	2			2				0
フレンチブルドッグ				0				0	1			1
ジャックラッセルテリア	3			3	1			1	1			1
アメリカンヘアレステリア				0				0	1			1
パピヨン	2			2	7			7	2			2
ポメラニアン	4			4	3			3	2			2
シュナウザー	1		1	2	1			1	1			1
ブリタニースパニエル				0	1			1				0
ペキニーズ				0	2			2				0
雑種	694		62	756	600		43	643	489		7	496
合計	899	0	72	971	769	0	44	813	626	0	15	641

(4)猫の収容及び措置状況(過去5年間・年度別)

	収容猫頭数(うち幼齢・幼猫)				収容猫の措置頭数		
	所有者不明引取		飼い主からの引取	負傷	返還(返還率)	譲渡(譲渡率)	終末処分(処分率)
	3村除く収容	3村収容*					
平成28年度	823 (263)		122 (0)	65	4 (0.5%)	247 (24.5%)	759 (75.1%)
	765 (261)	58 (2)					
平成29年度	1,027 (312)		143 (4)	84	17 (1.5%)	181 (14.4%)	1,056 (84.2%)
	779 (272)	248 (40)					
平成30年度	500 (188)		22 (0)	271	6 (0.8%)	192 (24.2%)	602 (75.9%)
	306 (170)	194 (18)					
令和元年度	417 (176)		39 (10)	269	6 (0.9%)	274 (37.8%)	457 (63.0%)
	269 (150)	148 (26)					
令和2年度	143 (93)		65 (0)	193	1 (0.3%)	183 (45.6%)	220 (54.9%)
	122 (89)	21 (4)					

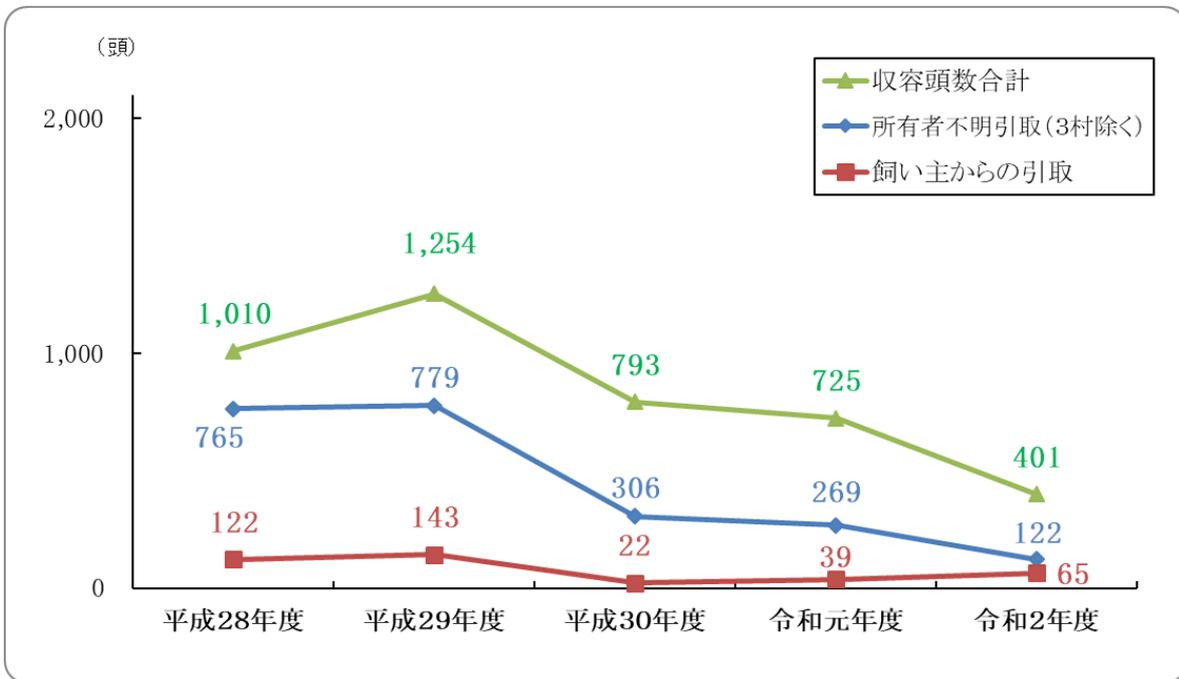
注1: 離乳していない個体を「幼齢」、3ヶ月未満の個体を「幼猫」、3ヶ月以上の個体を「成猫」としている

注2: 那覇市で捕獲・保護・引取りされた猫の頭数は含みません

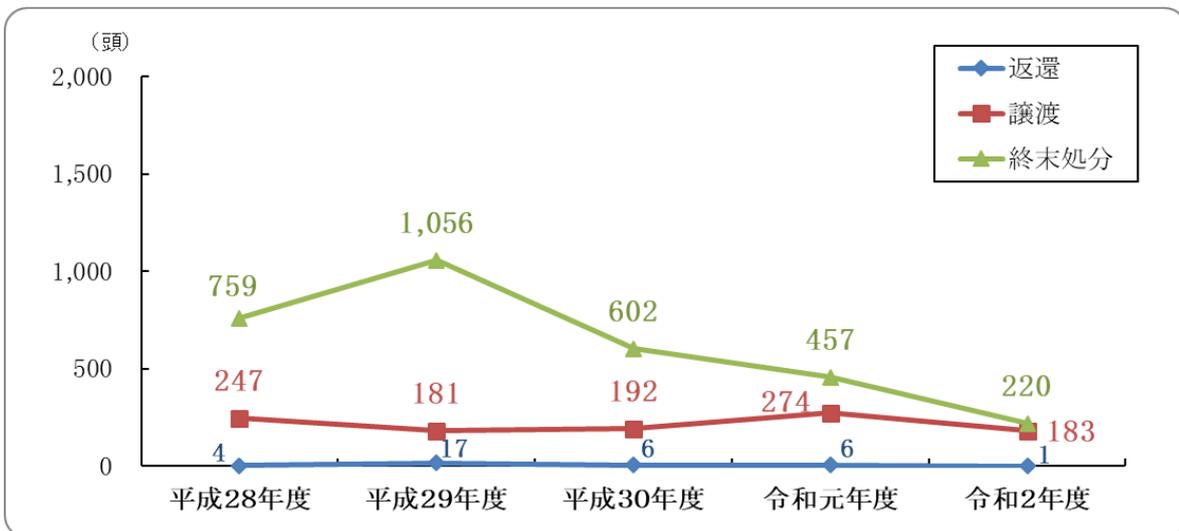
注3: 平成30年度から負傷数には疾病(皮膚病など)も含まれます

※ 3村条例(国頭村、大宜味村及び東村が定める「ネコの愛護及び管理に関する条例」)に基づく収容

収容頭数の推移



措置頭数の推移



(5)市町村別 猫引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村			
大 宜 味 村	5		
東 村	16(5)	6	
3 村 小 計	21(5)	6	0
今 帰 仁 村	4(2)		
本 部 町	1		
名 護 市	22(7)		
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村			
恩 納 村	1		
金 武 町	3(1)		
読 谷 村	5(2)		
う る ま 市	34(14)	1	
嘉 手 納 町		18	
沖 縄 市	64(12)	2	
北 谷 町	8		
宜 野 湾 市	18(4)	35	
北 中 城 村	2		
中 城 村	8(5)		
浦 添 市	15(3)	1	
粟 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村			
西 原 町	11	2	
与 那 原 町	17(5)		
南 風 原 町	26(8)		
豊 見 城 市	9(4)		
南 城 市	28(13)		
八 重 瀬 町	15(6)		
糸 満 市	24(4)		
那 覇 市			
3 村 除 く 小 計	315(90)	59	6
合 計	336(95)	65	6

(うち幼齢・幼猫)

※ 負傷含む

3 動物取扱業、特定動物飼養・保管 監視業務

動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務

当センターでは、『動物の愛護及び管理に関する法律』第10条の規定に基づく**第一種動物取扱業**^{※1}（販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める業）の登録および監視業務、ならびに同法第26条の規定に基づく**特定動物**^{※2}の飼養・保管の許可および監視業務を行っています。

※1 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係わるもの等一部を除く。

※2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物。

(1) 第一種動物取扱業の登録数

(令和3年4月1日時点)

	総施設数	業種別内訳				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
登録数	475	245	237	16	24	80

※ 1つの施設で複数の業種を登録している場合があるため、総施設数と業種別内訳合計とは一致しません

(2) 販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数

(令和3年4月1日時点)

哺乳類		鳥類		爬虫類	
動物種	登録	動物種	登録	動物種	登録
犬	174	インコ・オウム	27	カメ	52
猫	27	フィンチ・カナリヤ	17		
ウサギ	20	ハト類	4	トカゲ	47
げっ歯類	35	キジ類・家禽	13		
イタチ・フェレット	11	水鳥	4	へび	37
サル類	6	軟食鳥類	1		
その他	16	猛禽類	8	ワニ	2

※ 1つの施設で複数の動物種を取り扱っている場合があるため、総施設数とは一致しません

(3) 動物取扱責任者研修

令和2年度動物取扱責任者研修

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和2年度は動物取扱責任者研修テキストの精読をもって研修会に代えることとしました。

(4) 特定動物の飼養・保管状況

(令和3年4月1日時点)

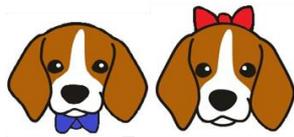
	特定動物種類		飼養頭数	飼養・保管目的別施設数						
				愛がん	販売	展示	試験研究等	その他	特定目的外	生業の維持
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	3		2	2		2		
		おながざる科	15		3	6		4		
		ひと科	6		1	1		1		
	食肉目	くま科	2		1	2		2		
		ねこ科	10	2	1	4		1		
	長鼻目	ぞう科	2		1	1		1		
	偶蹄目	かば科	2		1	1		1		
きりん科		5		1	1		1			
鳥綱	ひくいどり目	ひくいどり科	1		1	1		1		
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科	24	11	3	4		2	1	
	とかげ目	どくとかげ科	2	1		1				
		にしきへび科	37	6	4	3		3		2
		ボア科	11		1	1		1		
		コブラ科	148	1	4	6	1	3		
		くさりへび科	521	11	12	26	4	8		
	わに目	アリゲーター科	24	11	5	6		2	1	
		クロコダイル科	4	1	2	2		1		

(5) 勧告・命令等件数

第一種動物取扱業者								
法第23条第1項・第2項に基づく勧告数	法第23条第3項に基づく措置命令数	法第24条第1項に基づく立入検査件数	法第24条第1項に基づく立入検査件数(施設数)	法第19条に基づく業務停止命令数	法第19条に基づく登録取消命令数	周辺生活環境の保全		
						法第25条第1項に基づく勧告数	法第25条第2項に基づく措置命令数	法第25条第3項に基づく命令、勧告数
1	0	194	178	0	0	0	0	0

告発件数						
無登録営業	生活環境	みだりな殺傷等			特定動物	
	法第46条の2(法第25条第2項、3項)関係(命令違反)	法第44条第1項(みだりな殺傷)	法第44条第2項(虐待)	法第44条第3項(遺棄)	無許可飼養	その他
0	0	0	0	0	0	0

III 資料

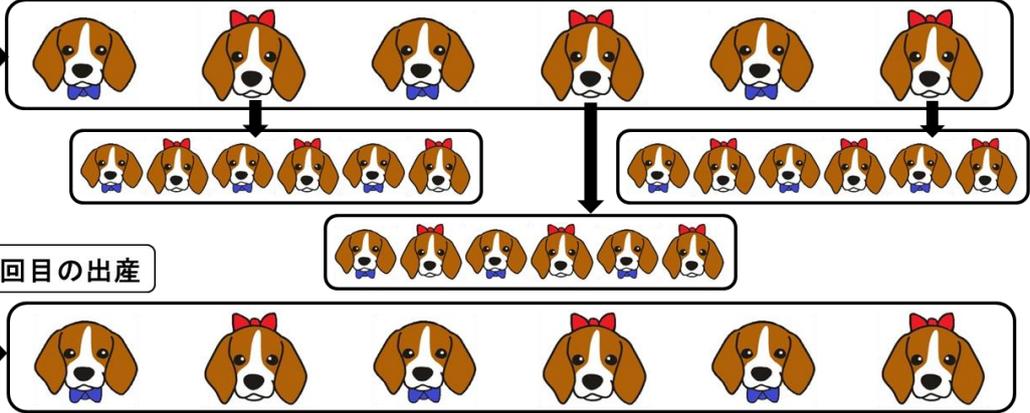


- ❗初めての妊娠・出産は犬種によりますが、生後6~7ヶ月齢頃からです
- ❗1回の出産で生まれる仔犬は4~6匹くらいですが、犬種によっては(特に大型犬は)10匹以上になることもあります
- ❗もし仔犬の半分がメスだったら、1年間で多くて**30匹**くらいに増えます

年2回仔犬を産みます

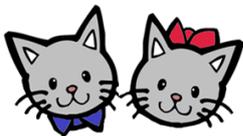
その年1回目の出産

❗飼犬に避妊・去勢手術を受けさせましょう❗



その年2回目の出産

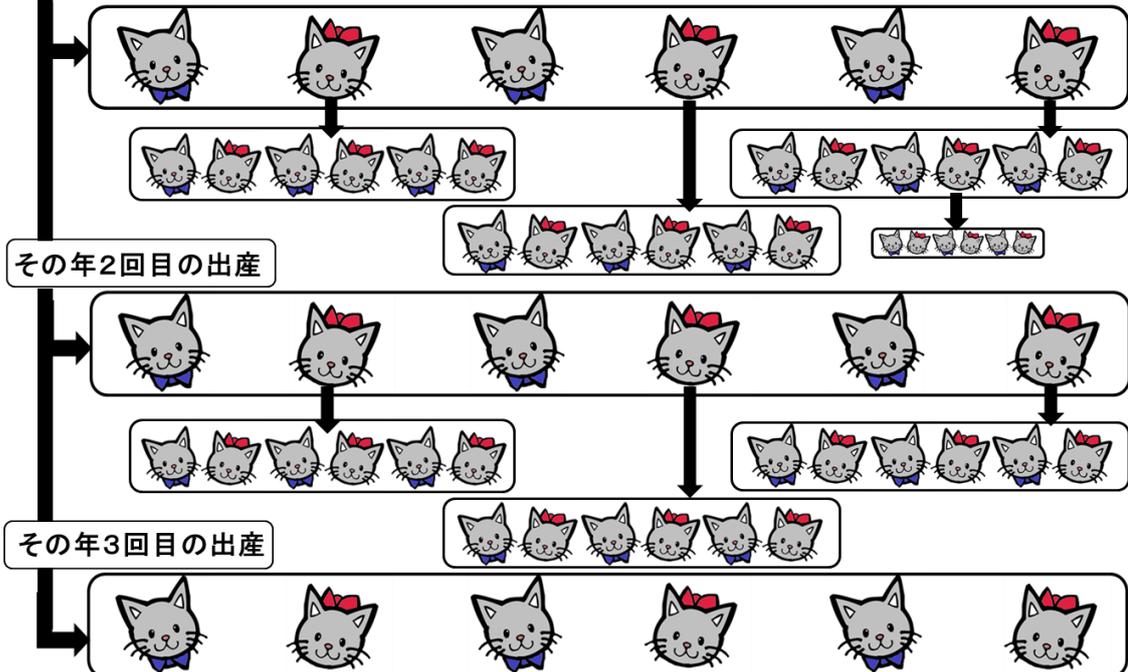
年3回仔猫を産みます



- ❗初めての妊娠・出産は生後5~7ヶ月齢頃からです
- ❗1回の出産で生まれる仔猫は4~6匹くらいです
- ❗もし仔猫の半分がメスだったら、1年間で**54匹**以上に増えます

その年1回目の出産

❗飼猫に避妊・去勢手術を受けさせましょう❗



その年2回目の出産

その年3回目の出産

1 県統計

(1) 県内年度別犬の登録及び抑留並びに措置状況(過去20年間・年度別)

年度	新規登録頭数	予防注射 済票交付数	抑留状況					抑留犬の措置			
			捕獲成犬頭数 (負傷含む)	保護幼犬頭数 (負傷含む)	引取成犬 頭数	引取幼犬 頭数	計	返還	譲渡	殺処分	
平成13	7,413	28,690	6,696		4,512		11,208	694	345	10,169	
14	5,789	28,751	6,569		3,097		9,666	728	395	8,543	
15	5,235	28,546	6,116		2,940		9,056	677	423	7,956	
16	6,407	31,721	5,803		2,622		8,425	647	659	7,119	
17	5,607	30,540	4,926		2,314		7,240	552	297	6,391	
18	5,548	30,591	4,893		2,380		7,273	504	370	6,399	
19	6,916	33,475	4,351		2,080		6,431	530	344	5,557	
20	6,803	35,230	3,037	743	1,407	438	5,625	446	316	4,848	
	(宮古:160) (八重山:438)	(宮古:1,092) (八重山:2,020)	(宮古:187) (八重山:119)	(宮古:10) (八重山:28)	(宮古:29) (八重山:133)	(宮古:0) (八重山:5)	(宮古:226) (八重山:285)	(宮古:14) (八重山:36)	(宮古:13) (八重山:23)	(宮古:29) (八重山:20)	
21	5,899	35,326	2,941	631	543	123	4,238	449	361	3,868	
	(宮古:287) (八重山:379)	(宮古:1,197) (八重山:2,010)	(宮古:286) (八重山:125)	(宮古:9) (八重山:52)	(宮古:18) (八重山:71)	(宮古:0) (八重山:11)	(宮古:313) (八重山:259)	(宮古:38) (八重山:29)	(宮古:13) (八重山:33)	(宮古:35) (八重山:16)	
22	5,911	34,529	2,754	536	276	78	3,644	465	267	2,645	
	(宮古:280) (八重山:341)	(宮古:1,195) (八重山:2,032)	(宮古:216) (八重山:116)	(宮古:27) (八重山:19)	(宮古:7) (八重山:42)	(宮古:7) (八重山:44)	(宮古:257) (八重山:221)	(宮古:42) (八重山:36)	(宮古:9) (八重山:52)	(宮古:11) (八重山:6)	
23	6,055	34,309	2,398	459	268	89	3,214	444	391	2,390	
	(宮古:264) (八重山:344)	(宮古:1,273) (八重山:2,129)	(宮古:132) (八重山:125)	(宮古:33) (八重山:40)	(宮古:6) (八重山:48)	(宮古:8) (八重山:12)	(宮古:179) (八重山:225)	(宮古:22) (八重山:31)	(宮古:8) (八重山:58)	(宮古:17) (八重山:17)	
24	5,771	33,976	2,412	482	446	111	3,451	514	472	2,513	
	(宮古:285) (八重山:310)	(宮古:1,386) (八重山:2,039)	(宮古:216) (八重山:116)	(宮古:217) (八重山:61)	(宮古:21) (八重山:32)	(宮古:1) (八重山:25)	(宮古:282) (八重山:289)	(宮古:29) (八重山:56)	(宮古:13) (八重山:47)	(宮古:67) (八重山:32)	
25	5,476	33,453	1,806	347	294	87	2,534	404	371	1,734	
	(宮古:208) (八重山:284)	(宮古:1,329) (八重山:1,904)	(宮古:252) (八重山:94)	(宮古:22) (八重山:17)	(宮古:21) (八重山:26)	(宮古:3) (八重山:2)	(宮古:298) (八重山:139)	(宮古:41) (八重山:43)	(宮古:11) (八重山:49)	(宮古:47) (八重山:3)	
年度	新規登録頭数	予防注射 済票交付数	収容状況					収容犬の措置			
			負傷	所有者不明引取		飼い主からの引取		計	返還	譲渡	殺処分
				成熟個体	幼齢個体	成熟個体	幼齢個体				
26	4,820	27,845	24	1,909	176	215	14	2,338	366	445	1,528
	(宮古:281) (八重山:345)	(宮古:1341) (八重山:2105)	(宮古:3) (八重山:5)	(宮古:286) (八重山:79)	(宮古:48) (八重山:33)	(宮古:15) (八重山:8)	(宮古:7) (八重山:7)	(宮古:361) (八重山:132)	(宮古:30) (八重山:39)	(宮古:14) (八重山:81)	(宮古:315) (八重山:13)
27	4,064	26,538	17	1,583	110	120	8	1,838	364	412	1,058
	(宮古:189) (八重山:240)	(宮古:1277) (八重山:1881)	(宮古:11) (八重山:6)	(宮古:341) (八重山:83)	(宮古:23) (八重山:11)	(宮古:11) (八重山:5)	(宮古:8) (八重山:0)	(宮古:394) (八重山:104)	(宮古:37) (八重山:56)	(宮古:21) (八重山:35)	(宮古:330) (八重山:8)
28	4,006	26,754	17	1,394	95	59	13	1,578	339	616	621
	(宮古:309) (八重山:249)	(宮古:1422) (八重山:1861)	(宮古:5) (八重山:1)	(宮古:228) (八重山:89)	(宮古:47) (八重山:11)	(宮古:16) (八重山:5)	(宮古:9) (八重山:4)	(宮古:305) (八重山:110)	(宮古:46) (八重山:43)	(宮古:54) (八重山:67)	(宮古:206) (八重山:2)
29	3,753	26,934	23	1,215	78	74	8	1,398	328	898	171
	(宮古:307) (八重山:216)	(宮古:1550) (八重山:1972)	(宮古:2) (八重山:3)	(宮古:235) (八重山:70)	(宮古:35) (八重山:18)	(宮古:19) (八重山:1)	(宮古:8) (八重山:0)	(宮古:299) (八重山:92)	(宮古:22) (八重山:47)	(宮古:269) (八重山:40)	(宮古:16) (八重山:2)
30	4,044	26,740	126	1,083	56	98	9	1,372	333	913	146
	(宮古:320) (八重山:210)	(宮古:1586) (八重山:1834)	(宮古:2) (八重山:1)	(宮古:296) (八重山:59)	(宮古:5) (八重山:3)	(宮古:20) (八重山:6)	(宮古:9) (八重山:0)	(宮古:332) (八重山:69)	(宮古:29) (八重山:33)	(宮古:274) (八重山:33)	(宮古:3) (八重山:2)
令和元	4,615	27,493	153	832	89	80	7	1,161	346	754	82
(宮古:335) (八重山:216)	(宮古:1583) (八重山:1867)	(宮古:3) (八重山:1)	(宮古:227) (八重山:38)	(宮古:19) (八重山:17)	(宮古:30) (八重山:6)	(宮古:7) (八重山:0)	(宮古:286) (八重山:62)	(宮古:37) (八重山:27)	(宮古:259) (八重山:33)	(宮古:1) (八重山:1)	
令和2	4,837	22,468	103	662	79	29	7	880	299	553	41
(宮古:363) (八重山:257)	(宮古:1661) (八重山:1935)	(宮古:2) (八重山:2)	(宮古:149) (八重山:50)	(宮古:13) (八重山:2)	(宮古:4) (八重山:10)	(宮古:0) (八重山:7)	(宮古:166) (八重山:71)	(宮古:35) (八重山:26)	(宮古:140) (八重山:46)	(宮古:2) (八重山:2)	

※()内は宮古保健所及び八重山保健所における頭数(内数)を示しています。

※平成20年度から平成25年度は、宮古保健所及び八重山保健所における殺処分頭数には、殺処分の為に当センターに移送した頭数を含みません。

※平成26年度以降は、宮古保健所及び八重山保健所における殺処分頭数には、殺処分の為に当センターに移送した頭数を含みます。

※平成25年度以降は、那覇市で捕獲、保護ならびに引取りされた犬に関する数値は含まれておりません。

(2) 県内の犬による咬傷事故状況(過去10年間・年度別)

人身に危害を加えた犬について狂犬病の検診を行い、飼養者あるいは管理者に対し適正飼養指導を行っています。

	被咬傷者数	咬傷犬頭数	検診頭数
平成23年度	86 (宮古:22) (八重山:33)	86 (宮古:20) (八重山:33)	72 (宮古:16) (八重山:25)
平成24年度	116 (宮古:25) (八重山:30)	115 (宮古:25) (八重山:31)	97 (宮古:18) (八重山:25)
平成25年度	132 (宮古:31) (八重山:29)	130 (宮古:31) (八重山:31)	116 (宮古:22) (八重山:29)
平成26年度	98 (宮古:15) (八重山:26)	100 (宮古:16) (八重山:26)	87 (宮古:11) (八重山:23)
平成27年度	89 (宮古:10) (八重山:31)	91 (宮古:10) (八重山:34)	85 (宮古:10) (八重山:31)
平成28年度	97 (宮古:27) (八重山:25)	95 (宮古:28) (八重山:25)	98 (宮古:31) (八重山:25)
平成29年度	99 (宮古:38) (八重山:24)	101 (宮古:41) (八重山:24)	86 (宮古:30) (八重山:24)
平成30年度	108 (宮古:37) (八重山:25)	114 (宮古:43) (八重山:25)	106 (宮古:35) (八重山:25)
令和元年度	88 (宮古:38) (八重山:16)	87 (宮古:38) (八重山:16)	78 (宮古:29) (八重山:16)
令和2年度	103 (宮古:35) (八重山:19)	101 (宮古:35) (八重山:19)	93 (宮古:33) (八重山:19)

※()内は宮古保健所及び八重山保健所における数(内数)。

※平成25年度以降は、那覇市で発生した咬傷事故については含まれておりません。

(3) 県内の犬猫の収容および措置状況

(頭)

		動物愛護 管理センター		宮古保健所		八重山保健所		沖縄県		
犬	飼い主からの 引取	成熟	15	15	4	4	10	17	29	36
		幼齢	0		0		7		7	
	所有者不明 引取	成熟	463	527	149	162	50	52	662	741
		幼齢	64		13		2		79	
	負傷		99		2		2		103	
	計		641		168		71		880	
	センターへの移送				0		0		0	
	返還		238		35		26		299	
	譲渡		367		140		46		553	
	殺処分		37		2		2		41	
猫	飼い主からの 引取	成熟	65	65	3	9	0	0	68	74
		幼齢	0		6		0		6	
	所有者不明 引取	成熟	50	143	13	50	1	15	64	208
		幼齢	93		37		14		144	
	負傷		193		6		9		208	
	計		401		65		24		490	
	センターへの移送				0		0		0	
	返還		1		0		4		5	
	譲渡		183		54		12		249	
	殺処分		220		11		8		239	

※那覇市で捕獲・保護・引取りされた犬の頭数は含みません。

※那覇市で保護・引取りされた猫の頭数は含みません。

2 市町村別依頼・相談・苦情状況

当センター及び各市町村担当課では、市町村民からの愛玩動物等に関する相談や不適正飼養により生じる近隣住民からの生活環境に関する苦情への対応等を行っています。

(1) 犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	放飼犬 取締依頼	野犬 捕獲依頼	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	1		2			1					4
大宜味村						1					1
東村	8	3	1	5							17
今帰仁村	1	16	5	2	1	3		3	3		34
本部町	3	5	3		3	2			1	1	18
名護市	21	29	31	9		67	3	24		9	193
伊平屋村											0
伊是名村	7										7
伊江村	21			5					1		27
宜野座村	15	22	3	1		1	1	2	4		49
恩納村	4	4	1		2				2	6	19
金武町	7	30	5	2	5			6			55
読谷村	7	4	34	8					1		54
うるま市	58	129	72	21	4	85	1	72	48	126	616
嘉手納町		8	7			1		14			30
沖縄市	41	19	55	47	2	2	1	70	5	17	259
北谷町	35		17	27		1		4	1	14	99
宜野湾市	9	20	26	39		39	1	2	12	9	157
北中城村	5	65	12	1						1	84
中城村	6	11	13	4			2	4		4	44
浦添市	9	6	22	16				11	1	4	69
粟国村											0
久米島町	92	62	9	65	2	35	2	3	35	10	315
渡名喜村											0
渡嘉敷村									1		1
座間味村											0
北大東村											0
南大東村	1					2			8		11
西原町	2	18	2	1					1		24
与那原町			3	9		2	1	1			16
南風原町	5	2	19	13			1		1	5	46
南城市	29	2	4	3	1			5	1		45
豊見城市	1		23	6		9			4	4	47
八重瀬町	3	7	12	15		6	3	5	4	11	66
糸満市	7	8	31	16		5					67
合計	398	470	412	315	20	262	16	226	134	221	2,474

(2)猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	行方不明 問合わせ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	3			2		1			6
大宜味村	1								1
東村	1	5	1	3				5	15
今帰仁村		3		6		1			10
本部町	3	3		1					7
名護市		32			7	133		13	185
伊平屋村		1	1						2
伊是名村									0
伊江村		13		4		20	2		39
宜野座村		3				2			5
恩納村	1	4		3	4		8	6	26
金武町	1	5				10			16
読谷村	9	6							15
うるま市	27	129		46	5	832	6	70	1,115
嘉手納町		15			2	3	3		23
沖縄市	18	88		3	14	955	3	25	1,106
北谷町	11	50	1	11	6	216	0	35	330
宜野湾市	20	101		9	6	323	3	9	471
北中城村	20			1					21
中城村	2	15		7	1	70		4	99
浦添市	17	30			1	2	4	3	57
栗国村						7			7
久米島町	8	101	30	60	10	2	60	3	274
渡名喜村									0
渡嘉敷村								3	3
座間味村									0
北大東村									0
南大東村									0
西原町		3		1	3				7
与那原町		17		6	5	67	1		96
南風原町	2	25			3			6	36
南城市	5	17			7	140	4		173
豊見城市	5	7		1			1	3	17
八重瀬町		5		9	1	58	4		77
糸満市	3	17		1	3	180		58	262
合計	157	695	33	174	78	3,022	99	243	4,501

(3) 犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村									0
大宜味村					1				1
東村									0
今帰仁村		2		3		3			8
本部町		1							1
名護市								3	3
伊平屋村									0
伊是名村						3			3
伊江村									0
宜野座村					2				2
恩納村									0
金武町						5			5
読谷村	2					8			10
うるま市		3		3	1	1		1	9
嘉手納町			2		2	12			16
沖縄市	1	3		3				15	22
北谷町	1	13		3	4	30		7	58
宜野湾市	1	12		35	6	64			118
北中城村									0
中城村	13								13
浦添市	3				2	48			53
粟国村									0
久米島町	5	25	3	5	8	23	3	7	79
渡名喜村									0
渡嘉敷村									0
座間味村									0
北大東村									0
南大東村									0
西原町		4		3	4	41			52
与那原町									0
南風原町						16			16
南城市		1				1			2
豊見城市	1								1
八重瀬町		2		3	1	10		8	24
糸満市	2	4				21			27
合計	29	70	5	58	31	286	3	41	523

3 關係機關連絡先一覽

機関名	電話番号	主管課	郵便番号	所在地
沖縄県	098-866-2243	沖縄県 自然保護課	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号
国頭村	0980-41-2765	国頭村役場 福祉課	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	0980-44-3280	大宜味村役場 建設環境課	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東村	0980-43-2205	東村役場 建設環境課	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	0980-56-2102	今帰仁村役場 住民課	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本部町	0980-47-5602	本部町役場 健康づくり推進課	905-0292	本部町字東5番地
名護市	0980-52-0003	名護市役所 環境対策課	905-0006	名護市字茂佐1710番地の3
恩納村	098-966-1205	恩納村役場 村民課	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	098-968-8501	宜野座村役場 村民生活課	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金武町	098-968-2460	金武町役場 住民生活課	904-1292	金武町字金武1番地
読谷村	098-982-9214	読谷村役場 生活環境課	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
沖縄市	098-938-1516	沖縄市役所 環境課	904-8501	沖縄市仲宗根町26番1号
うるま市	098-973-5594	うるま市役所 環境課	904-2292	うるま市みどり町1丁目1番1号
嘉手納町	098-956-1111	嘉手納町役場 産業環境課	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北谷町	098-982-7033	北谷町役場 保健衛生課	904-0103	北谷町字桑江731番地
北中城村	098-935-2242	北中城村役場 住民生活課	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中城村	098-895-2131	中城村役場 住民生活課	901-2493	中城村字当間176番地
宜野湾市	098-893-4411	宜野湾市役所 環境対策課	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
浦添市	098-876-1234	浦添市役所 環境保全課	901-2501	浦添市安波茶1丁目1番1号
那覇市	098-951-1530	那覇市役所 環境衛生課	901-1105	南風原町字新川641番地 エコマール那覇プラザ棟4階
西原町	098-945-5018	西原町役場 生活環境安全課	903-0220	西原町字与那城140番地の1
与那原町	098-945-4688	与那原町役場 生活環境安全課	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	098-889-1797	南風原町役場 住民環境課	901-1195	南風原町字兼城686番地
南城市	098-917-5318	南城市役所 生活環境課	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地
豊見城市	098-850-5520	豊見城市役所 生活環境課	901-0292	豊見城市字宜保1丁目1番地の1
八重瀬町	098-998-8203	八重瀬町役場 住民環境課	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地
糸満市	098-840-8124	糸満市役所 市民生活環境課	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
伊平屋村	0980-46-2142	伊平屋村役場 環境保全室	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	0980-45-2004	伊是名村役場 建設環境課	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
伊江村	0980-49-3162	伊江村役場 建設課	905-0592	伊江村字東江前38番地
粟国村	098-988-2017	粟国村役場 民生課	901-3702	粟国村字東367番地
渡名喜村	098-989-2317	渡名喜村役場 民生課	901-3692	渡名喜村1917番地の3
座間味村	098-896-4045	座間味村役場 総務・福祉課	901-3496	座間味村字座間味109番地
渡嘉敷村	098-987-2322	渡嘉敷村役場 民生課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
久米島町	098-985-7126	久米島町役場 環境保全課	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
北大東村	09802-3-4055	北大東村役場 福祉衛生課	901-3992	北大東村字中野218番地
南大東村	09802-2-2036	南大東村役場 福祉民生課	901-3895	南大東村字南144番地の1
沖縄県警察本部	098-862-0110	生活安全課、会計課	900-0021	那覇市泉崎1丁目2番2号
本部警察署	0980-47-4110	生活安全課、会計課	905-0212	本部町大浜850番地の1
名護警察署	0980-52-0110	生活安全課、会計課	905-0021	名護市東江5丁目21番9号
石川警察署	098-964-4110	生活安全課、会計課	904-1101	うるま市石川東山本町1丁目1番1号
うるま警察署	098-973-0110	生活安全課、会計課	904-2224	うるま市大田100番地
嘉手納警察署	098-956-0110	生活安全課、会計課	904-0203	嘉手納町嘉手納560番地
沖縄警察署	098-932-0110	生活安全課、会計課	904-0033	沖縄市山里2丁目4番20号
宜野湾警察署	098-898-0110	生活安全課、会計課	901-2224	宜野湾市真志喜2丁目1番5号
浦添警察署	098-875-0110	生活安全課、会計課	901-2103	浦添市仲間2丁目51番1号
那覇警察署	098-836-0110	生活安全課、会計課	902-0076	那覇市与儀1丁目2番9号
与那原警察署	098-945-0110	生活安全課、会計課	901-1303	与那原町与那原3085番地
豊見城警察署	098-850-0110	生活安全課、会計課	901-0233	豊見城市瀬長17番地の8
糸満警察署	098-995-0110	生活安全課、会計課	901-0361	糸満市字糸満1736番地の6

4 関係法令・県要領

狂犬病予防法

昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号〔総理・厚生・農林大臣署名〕

平成二六年 六月一三日号外法律第六九号

〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一三二条による改正〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。)を除く。)であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取るできない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処

分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検査)

第七条 何人も、検査を受けた犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。)でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検索した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検索を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があったときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡し)

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

(検診及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

(移動の制限)

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(交通のしゃ断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしゃ断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

(けい留されていない犬の抑留)

第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

(けい留されていない犬の薬殺)

第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

(厚生労働大臣の指示)

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求め

られたときは、これを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二条 削除

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。)

第二 犬等の所有者の負担する費用

- 一 第四条の規定による登録の手續に要する費用
- 二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用
- 三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用
- 四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費
- 五 第八条の規定による届出に要する費用
- 六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

(不服申立て)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。)が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。)を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかった者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかった者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかった者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけ(\\)い(\\)留する命令に従わなかった者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかった者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかった者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかった者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のし(\\)や(\\)断又は制限に従わなかった者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかった者

第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和四十八年十月一日法律第五号〔総理・法務・厚生大臣署名〕

令和元年六月一九日号外法律第三九号

〔動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律一一三条による改正〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らし、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

（第一種動物取扱業の登録）

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名
- 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
- 五 主として取り扱う動物の種類及び数
- 六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
 - イ 飼養施設の所在地
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

- 3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
- 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

（登録の実施）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚

偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者
 - 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
 - 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
 - 八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

（第一種動物取扱業者登録簿の閲覧）

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効

力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。
- 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点から踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。
- 4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の検案)

第二十二条の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定

により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条（第三項を除く。）及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養及び保管の禁止)

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
- 二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
 - 一の二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなったとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、

身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十四条 削除

第四章 都道府県等の措置等

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四章の二 動物愛護管理センター等

(動物愛護管理センター)

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあっては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」

という。)を置く。

- 2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。
- 3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
 - 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

（協議会）

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

（動物を殺す場合の方法）

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。
- 3 前項の必要な事項を定めるに当たっては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

（獣医師による通報）

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（表彰）

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体に対する財政上の措置）

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（審議会の意見の聴取）

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四

第一項において準用する場合を含む。) 、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の二の規定に違反して特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によって第二十六条第一項の許可を受けた者

三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けずに第一種動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によって第十条第一項の登録(第十三条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項(第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の五第一項(第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

沖縄県犬咬傷事故対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、犬による咬傷事故発生時における咬傷犬の確保(捕獲・抑留、保管・管理及び隔離等。以下同じ。)、被咬傷者に対する適切な治療に係る指導・助言及び犬の飼い主への指導に関し必要な事項を定め、咬傷事故対策が迅速かつ円滑に実施できるよう定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において「咬傷犬」とは、人に対し、咬傷を加えた犬で、咬傷以外の方法で危害を加えたものは除く。
2 本要領において、「被咬傷者」とは、犬による咬傷を受けた人で、咬傷以外の方法で危害を受けたものは除く。

(咬傷事故発生届)

第3条 狂犬病予防員は、咬傷事故の発生を探知した場合、様式1の咬傷事故発生届を作成するものとする。

(関係機関への連絡)

第4条 咬傷事故発生届を受けた動物愛護管理センター所長、宮古保健所長及び八重山保健所長(以下「所長」という。)は、速やかに薬務衛生課及び当該事故のあった市町村並びに必要なに応じて警察署等関係機関に連絡するものとする。本連絡は様式1の咬傷事故発生届により行い、必要に応じ別葉を作成する。
2 所長は咬傷事故の内容が重大かつ更に危害の発生が予想されるときは、現地対策本部を設置し咬傷事故の処理にあたるものとする。
3 衛生薬務課長は咬傷事故の内容が重大かつ更に危害の発生が予想されるときは、緊急対策本部を設置し、現地対策本部と連携して咬傷事故の処理にあたるものとする。

(調査及び咬傷犬の捕獲等)

第5条 狂犬病予防員は、咬傷事故発生時には市町村との連携を密にし、咬傷犬の捕獲等及び咬傷事故の調査を行うものとする。
2 咬傷事故を調査した狂犬病予防員は、被咬傷者に対し局所の処置及び医療機関の受診(厚生省公衆衛生局長通知(昭和28年2月23日付け衛発第115号)を参照。)について指導するとともに、狂犬病に関する必要な情報提供を行うものとする。
3 犬の飼い主が明らかなものについては、登録及び狂犬病予防注射の有無、咬傷歴等について確認するものとする。

(指導等)

第6条 所長は、事故の再発を防止するため、狂犬病予防員に、咬傷犬の飼い主に対して「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年5月28日環境省告示第37号)に準じた適正飼養の指導を行わせるものとする。
2 狂犬病予防員は、咬傷犬の飼い主に対して指導を行う際は、市町村と連携しておこなうものとする。

(咬傷犬の検診)

第7条 所長は、飼い主が明らかで、引き続き飼養を継続する犬については、狂犬病予防員に狂犬病の有無について検診させるものとする。
2 所長は、飼い主が不明なとき、または、飼い主が明らかであっても継続して飼養しない犬にあつては、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所においてその検診を行い、必要に応じ動物愛護管理センターに移送して検診を行うものとする。移送して検診を行う場合、保健所長は様式2により動物愛護管理センター所長あて検診を依頼し、動物愛護管理センター所長は様式3により検診結果を保健所長あて報告する。
3 咬傷犬の狂犬病検診に関する事項については、別に定める。
4 狂犬病予防員は検診終了後、様式4の咬傷犬検診結果診断書を作成するものとする。また、検診結果については、被咬傷者あて通知するものとする。

(啓発及び教育)

第8条 県及び市町村は咬傷事故の発生を未然に防止するため、犬の飼い主及び地域住民に対し犬の適正飼養管理及び咬傷事故防止のための普及啓発資材(ポスター、パンフレット等)を作成・配布する等の啓発活動を実施するものとする。

(報告)

第9条 所長は、咬傷事故の処理が完結した場合は、様式5により衛生薬務課長へ速やかに報告するものとする。
2 添付書類は次のとおりとする。
(1) 咬傷事故発生届(様式1) 必要事項を全て記載したもの
(2) 咬傷犬検診結果診断書(様式4)または咬傷犬検診結果報告書(様式3)の写し
(3) その他

附則(平成9年3月24日環生第2447-2号)

この要領は、平成9年3月24日から施行する。

(略)

附則(平成29年3月31日保衛第1404号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

危険犬適正飼養管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、危険犬の適正飼養管理についての指導事項を定めることにより、咬傷事故等による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(以下「飼養保管基準」という。)」の定めるところによる。

(指導事項)

第3条 動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所の長(以下「所長」という。)は、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する職員に、所有者等が、飼養保管基準の他、次の各号に掲げる事項を遵守するよう指導させるものとする。

- (1) 危険犬は、檻飼いを原則とし、逸走防止のため鎖等で係留すること。
- (2) 檻は、施錠できるものであることとし、鍵の管理は所有者等が行うこと。
- (3) 檻の設置場所は、公路を通行する人が接触しない場所で、かつ、所有者等以外の人が容易に立ち入れない場所であること。
- (4) 人目につきやすい場所に危険犬の飼養をしめす表示をすること。
- (5) 危険犬は、本条の指導事項を遵守できる者以外には譲渡しないこと。
- (6) 危険犬を譲渡する場合は、予め譲渡先を管轄する出先機関(動物愛護管理センター、宮古保健所又は八重山保健所)へその旨情報提供すること。

(市町村への通報)

第4条 所長は、危険犬の飼養及び保管の状況が、当該犬の所在する市町村が定める条例に違反すると認めるときは、速やかに当該市町村へ通報するものとする。

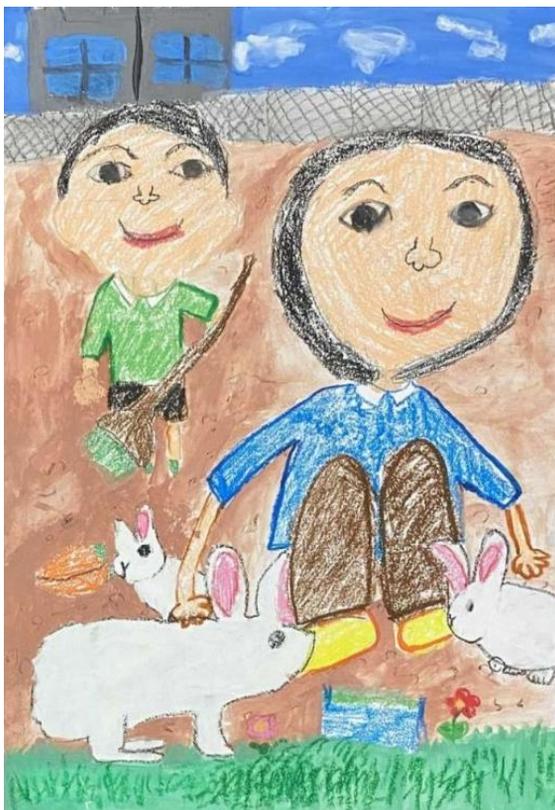
(情報の収集)

第5条 所長は、第3条に規定する指導を行うため、適法かつ公平な手段により危険犬の所有者等の情報を収集するよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

令和3年度 動物愛護図画コンクール入賞作品



最優秀賞

沖縄県知事賞

八重瀬町立東風平小学校2年

木村 沙椰

「だいすきなうさぎのおせわ」



入賞

沖縄県環境部長賞

(保育園・幼稚園児の部)

ちばなハイサイ保育園5歳

島袋 湊

「きりんさん傘の中へどうぞ」



入賞

沖縄県環境部長賞

(小学生の部)

うるま市立川崎小学校4年

崎原 花鈴

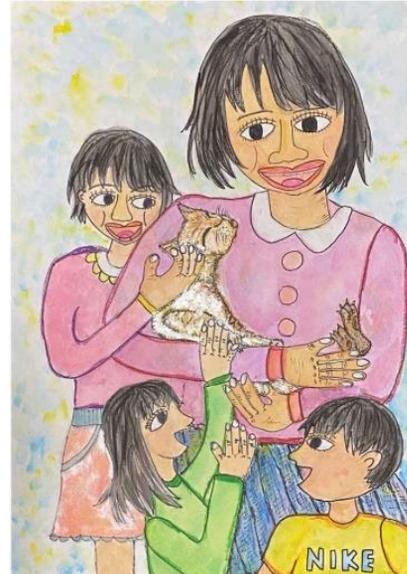
「大切なほごペット達」

令和3年度 動物愛護図画コンクール入賞作品



入賞

公益社団法人
沖縄県獣医師会長賞
石垣市立石垣小学校4年
狩場 翠
「うさぎのもり」



入賞

公益社団法人
日本愛玩動物協会会長賞
宮古島市立西辺小学校6年
砂川 うた
「子ねこかわいい！」



入賞

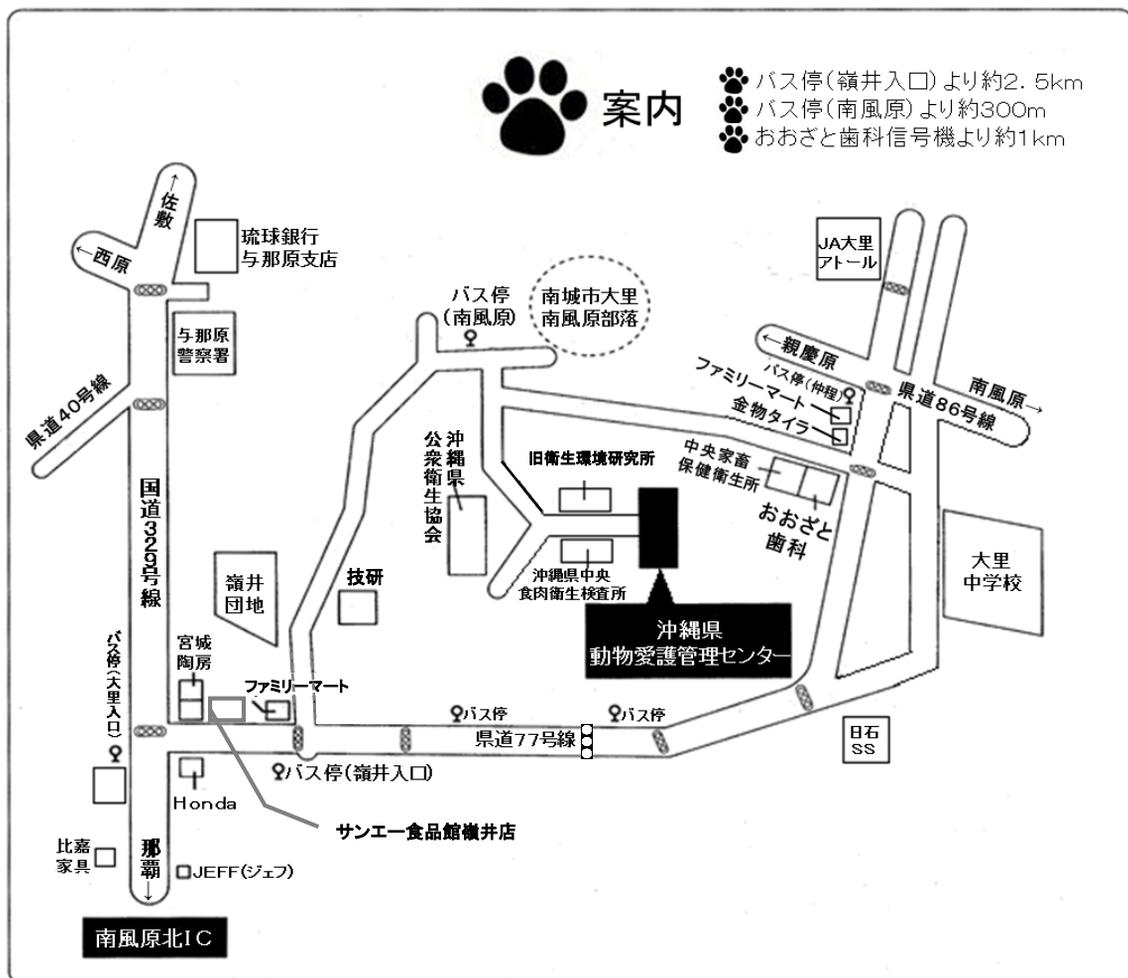
沖縄県公衆衛生
獣医師協議会長賞
名護市内小学校6年
匿名希望
「ペットとの思い出」



入賞

公益財団法人
沖縄こどもの国理事長賞
宜野湾市立普天間小学校2年
田中 なつめ
「すえ なが〜く よろしくね」

沖縄県動物愛護管理センター案内図



令和2年度 事業概要

発行・編集 沖縄県動物愛護管理センター
 〒 901-1202 沖縄県南城市大里字大里2000番地
 TEL : 098-945-3043
 FAX : 098-945-0224
 ホームページ : <https://www.aniwel-pref.okinawa/>

